

第6章
とっとり学校図書館
活用教育推進ビジョン
改訂版



とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン 改訂版

令和4年3月

鳥取県教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（改訂版）策定の趣旨	
	(2) ビジョンの目標年	
2	学校図書館・司書教諭・学校司書とは	4
3	学校図書館の機能・役割	5
4	鳥取県の学校図書館の特色と課題	6
5	学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力	10
6	鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向	12
7	ビジョン実現に向けた取組	16

【別 表】「学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力（系統表）」

【参 考】「学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表（鳥取県教育委員会）」

【資 料】

学校図書館活用に関する調査結果

学校図書館法

小学校学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

中学校学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

高等学校学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

特別支援学校学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

1 はじめに

(1) とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（改訂版）策定の趣旨

- 知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、変化の激しいこれからの時代に必要となる子どもたち※1の資質・能力の育成には、「何を学ぶか」という知識の質や量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、学びの成果として「何ができるようになるか」を子どもたち自身が振り返り・改善していくことが必要である。さらに言えば、これからの学びは、意思決定までのプロセスを重視し、予測不可能な状況に直面した際に、これまでの経験を応用して対応できる力、汎用的な資質・能力※2を培うことが重要である。
- 近年、人工知能（AI）、IoT※3、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0※4 時代が到来しつつある。こうした中、「GIGAスクール構想※5」により、1人1台端末及び高速大容量の通信環境の整備が進められている。令和3年4月からは、全国のほとんどの義務教育段階の学校において、1人1台端末及び高速大容量の通信環境の下での学びが新たなスタンダードとして本格的にスタートした。令和4年度からは高等学校においても1人1台端末環境の下での学びがスタートする。
- このように急激に変化する時代において、令和3年1月に答申された、中央教育審議会の「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の中では、個別最適な学び※6と協働的な学び※7を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学び※8の実現に向けた授業改善を進めていくことが必要とされている。これらの教育課程の趣旨を実現するためにも、教科等を横断する汎用的な資質・能力を培う学校図書館における情報活用能力を育てる指導は不可欠なものである。学校図書館は、司書教諭や学校司書※9が配置されることで個に応じた図書館の資料・情報を児童生徒に示すことができ、個別最適な学びを支えることが可能となる。学習動機や知的好奇心を揺さぶる図書館の資料・情報に出合うことで自己調整学習※10にも深まりが期待できる。
- 平成29年・平成30年に告示された学習指導要領では、情報活用能力※11が言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた。その中で、情報活用能力は、「世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である」と定義されたが、とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（改訂版）（以下「ビジョン」という。）では、学習指導要領の定義に加え、言語能力や問題発見・解決能力を含めたものを「情報活用能力」とする。
- 平成26年6月、学校図書館法が一部改正（平成27年4月1日施行）され、学校司書の配置と国及び地方公共団体による研修実施の努力義務が明記された。鳥取県では、全公立小・中・高・特別支援学校への司書教諭の配置（平成15年度より）、全県立高等学校への学校司書の正規職員配置（平成14年度より順次）、全特別支援学校への学校司書の配置（平成18年度より）を進めてきた。県内の多くの市町村でも学校司書配置を進めており、こうした人的配置によって今後ますます学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能向上が図られていくことが期待されている。
- 総合的にみれば、鳥取県や各市町村は、後述するように、小・中・高・特別支援学校とそれぞれ

れの校種ごとに充実した学校図書館施策を実施し、学校図書館に求められる様々な環境整備を行っている。その一方で、各現場では、就学前の読書活動の実態や他の校種がどのような学校図書館活用教育※12を行っているのか等、相互理解が不足している場合もあり、校種間の連携を進めていくことが必要である。

- そこで、鳥取県教育委員会は、学校図書館法、学習指導要領を始めとして、文部科学省が示している「これからの学校図書館職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）（平成26年3月）」等を踏まえて、就学前から高等学校まで継続的に捉え、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するため、平成28年3月に学校図書館活用教育推進ビジョンを策定し、実現に向けて取り組んできたところであるが、期間の終了に伴い、令和4年度以降およそ5年間の方向を示す改訂を行うこととする。本ビジョンが学校図書館活用教育において校種間の相互理解の促進につながり、ひいては、子どもたちの真に学ぶ力、生きる力の増進に寄与することを願うものである。

（2）ビジョンの目標年

このビジョンは、学校図書館法や国の第6次学校図書館図書整備等5か年計画（令和4年度～令和8年度）※13、鳥取県教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）、鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第4次計画（平成31年度～令和5年度）、鳥取県学校教育情報化推進計画（令和2年度～令和5年度）等を踏まえ、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の理念の実現を視野に入れながら、令和8年度を目標年とする。

なお、その間も状況に応じ適宜検証し見直すものとする。

-
- ※1 就学前から小・中・高等学校までの幼児、児童生徒をまとめて表現する場合は、「子どもたち」と統一して表記する。
- ※2 実社会で幅広く使える資質や能力のこと。
- ※3 Internet of Things の略。身のまわりのあらゆる物がインターネットに接続され、相互に情報をやりとりすることで、新しい情報を生み出す仕組みとその考え方。
- ※4 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が提唱した未来社会のコンセプト。
- ※5 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。
- ※6 一人ひとりの理解状況や能力・適正に合わせた学びを行うことで、発達障がいのある子どもや日本語指導が必要な子ども、特異な才能を持つ子どもなど多様な子どもたちが誰一人取り残されることがないようにすることが目的。
- ※7 個別最適な学びが孤立した学びに陥らないよう、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら主体的に学ぶこと。
- ※8 資質・能力を育むために、2017年改訂の学習指導要領で示された視点による学び。
主体的な学び：学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを

もって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

対話的な学び：子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

深い学び：習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。

※9 自治体によっては職名が異なる場合があるが、「学校司書」と統一して表記する。

※10 児童生徒が自らの学習状況を振り返って把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど学習の改善に向かって自らの学びを調整する学習方法のこと。

※11 情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計に関する資質・能力等を含むものである。

※12 学校図書館の機能・役割を活用することで、教育活動全般を支え児童生徒の生涯にわたる学習や人格の基盤形成につなげるための教育のこと。なお、ビジョンでは、厳密には学校図書館とは異なるが幼稚園・保育所・認定こども園での絵本コーナー等を活用した取組みも含めるものとする。

※13 各学校における図書標準の達成を目指し、国において、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」が定められた。

5か年計 2,400 億円（単年度 480 億円）

【内訳】

○学校図書館図書の整備 995 億円（単年度 199 億円）

○学校図書館への新聞配備 190 億円（単年度 38 億円）

小学校等1校あたり2紙、中学校等1校あたり3紙、高等学校等1校あたり5紙を目安

○学校司書の配置 1,215 億円（単年度 243 億円）

2 学校図書館・司書教諭・学校司書とは

■学校図書館法■

学校図書館

- (略) 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備 (略) [第1条]
- (略) 図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料 (略) を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備 (略) [第2条]
- 学校には、学校図書館を設けなければならない。[第3条]

司書教諭※14

- 学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。
[第5条]

学校司書※15

- (略) 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない。[第6条]

■小・中・高・特別支援学校 学習指導要領（総則）■

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」とされている。

■幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領■

言葉の領域における内容のひとつに「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」があり、幼稚園等にも読書環境を整える必要がある。

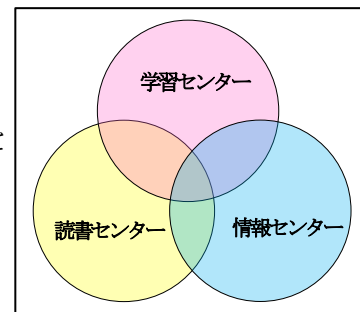
※14、※15

	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法第五条第1項	学校図書館法第六条第1項
位置付け	学校図書館の専門的職務を掌る	専ら学校図書館の職務に従事する
資 格	司書教諭の講習を修了したもの	制度上の定めなし

3 学校図書館の機能・役割

- 学校図書館は「学校教育の中核」として、それぞれの学校の教育目標にしたがい、児童生徒が読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育むために、相互に関連する以下の3つの機能を備えている。

図1 学校図書館がもつ3つの機能



読書センター・・・読書活動の拠点となること

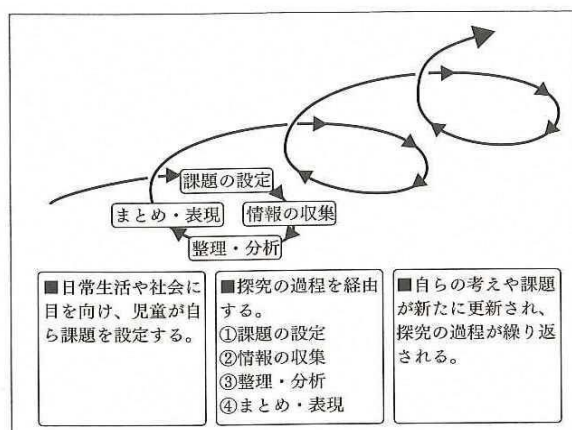
学習センター・・・授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと

情報センター・・・情報活用能力を育むこと

- これらの機能を活かし、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、以下のこと等が期待される。

- ◆ 読書好きの児童生徒を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む
 - ・論理的思考力や読解力を養う
 - ・語彙や表現力を身につけることができる
 - ・喜びや楽しさだけでなく負の感情体験や異なる価値観の出会いにより想像力を育む
- ◆ 授業で資料や情報等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む
 - ・単元テーマの背景や周辺の知識を深める
 - ・ヒントやサンプルとなる多様な教材を通して主体的に考える
 - ・関連する資料を読むこと等により学びを深め広げる
- ◆ 探究的な学習活動等を行い、児童生徒の情報活用能力を育む
 - ・探究の過程を繰り返し経験し、課題解決の見通しを持つことができる
 - ・探究の各段階における情報活用のスキルを獲得する
 - ・初めての状況においても課題解決にむけて見通しをもって対応できるようになる

図2 探究的な学習における児童（生徒）の学習の姿



（小・中学校（高等学校）学習指導要領解説「総合的な学習（探究）の時間」から）

- また、学校図書館は、すべての児童生徒が心身ともに安心・安全に過ごせる「心の居場所」でもある。
- さらに、学校図書館は、教職員のための図書館資料を収集し、整理・保存し、提供する教職員のサポート機能も併せもつ。

4 鳥取県の学校図書館の特色と課題

(1) 人の配置

■司書教諭

平成15年度から、県立学校は県教育委員会発令、市町村立学校は市町村教育委員会発令により学校規模にかかわらず全公立小・中・高・特別支援学校に司書教諭が配置された。小・中・特別支援学校の司書教諭は、学級担任や他の分掌との兼務の場合が多いが、図書館活用教育を実施するために週5時間を校内の授業調整により確保している。しかし、その活用は様々である。高等学校の司書教諭は活動時間の確保はなく、図書館担当の分掌に所属していない場合もあり、司書教諭としての役割を果たしづらいこともある。特別支援学校では1校に一人の配置となっている。

■学校司書

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によれば、本県の小・中学校の学校司書の配置率は小学校93%、中学校94%と高い割合となっている。しかし、専任の正規職員が配置されている自治体はなく、その雇用形態等はさまざまで、短時間勤務の場合もある。そのため、多様な授業や学校行事に対し資料提供をする時間や教職員との綿密な打ち合わせ、児童生徒とコミュニケーションをとる時間が限られている。

県立高等学校では、全校に正規職員の学校司書が配置され、県立図書館が訪問相談等を行っている。平成26年度からは司書主任という役職が設けられ、各地区のリーダー的役割を担っている。

特別支援学校の学校司書は会計年度任用職員※16である。子どもたちには特に個別の対応が重要であるが、勤務体制上、教職員や児童生徒への支援は充分とはいえない場合もある。

■ボランティア

読書ボランティアによる読み聞かせや図書館整備等は、幼稚園・保育所・認定こども園や小学校を中心に多く実施されている。

(2) 環境整備

■図書館システムの導入とネットワークの整備

県立学校では、平成14年度から図書館システムの導入が始まり、学習環境が整ってきた。小・中学校では、一部の学校を除き、図書館システムが順次導入されてきており、蔵書のデータベース化が進んでいる。このシステム導入等の結果、資料管理が適切に行われるとともに、学習支援がより活発になってきている。

県立図書館が構築した物流ネットワークにより、各県立学校や市町村立図書館へは、申込みから2日以内に資料が届く体制が確立している。市町村立図書館から小・中学校への搬送は、市町村によって行われており、その仕組みは様々である。

■学校図書館図書標準※17

次の表から分かるように、本県の令和2年度における学校図書館図書標準の達成率は、平成28年度と比較すると向上しており、整備充実が図られているといえる。

表1 学校図書館図書標準達成率

()内は全国平均値

校 種	平成28年度鳥取県	令和2年度鳥取県
小学校	62.8% (66.4%)	78.6% (71.2%)
中学校	57.9% (55.3%)	75.0% (61.1%)

平成28年度及び令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省より

※義務教育学校については、小学校、中学校にそれぞれ含まれている。

(3) 学校図書館の利用状況

■読書センターとして

幼稚園・保育所・認定こども園から引き続き実施されている読み聞かせ等を中心とした読書活動や国語科を中心とした読書指導や朝読書は多く行われている。学年や学校が進むにつれ、図書館利用が少なくなっている等の課題もあるが、読書意欲を喚起するイベントや環境づくりの工夫等により、読書センターとして充実しつつある。

■学習センターとして

小学校では、図書館活用の年間計画を作成し、図書館の資料・情報を活用した授業に積極的に取り組んでいるところが多い。一方、中・高等学校では、探究的な学習や課題研究、ロングホームルーム等で活用する例もみられるようになったが、国語科、探究的な学習以外での授業活用はまだ少ない。また、学校によって、その差が大きい。

■情報センターとして

従来の図書館の資料・情報だけでなく、商用データベース※18、電子書籍等を導入し、ICT活用教育との連携を強化した指導を実践している学校も現れてきた。系統的な情報活用能力の育成が少しずつ進められてきているが、各学校の司書教諭や学校司書の取組や専門性による指導の差が見受けられる。

このように、読書センターとしての機能は充実してきているが、学習センター、情報センターとしての機能は、いまだ十分であるとはいえない。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園の活動

- 幼稚園・保育所・認定こども園では絵本コーナーを作っているところが多く、中には読書環境の整備について市町村立図書館と連携して選書や図書の整備を行っているところもある。園の規模や市町村立図書館からの借受状況を考慮しながら、十分な図書が確保できるよう、計画的に図書を購入することが望まれる。
- 令和元年度には、県教育委員会により「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」が策定され、小学校へ向けて子どもの育ちと学びの連続性が示された。その中で、「絵本や童謡などに親しむ活動の充実」があげられている。幼稚園・保育所・認定こども園では、日々の活動において、劇遊びやごっこ遊び、ことば遊び等に絵本の中の登場人物や言葉が反映されていることから、絵本や童謡などが子どもたちに親しまれていることが分かる。

(5) 研修会

- 県教育センターでは、全校種の司書教諭を対象とした「司書教諭研修」「新任司書教諭研修」と教員対象の「学校図書館専門研修」が行われている。平成27年度からは、この「司書教諭研修」「学校図書館専門研修」への学校司書の聴講が可能になった。さらに、令和4年度からは、「司書教諭研修」及び全ての専門研修について、学校司書の受講が可能になる。
- 県立図書館では、平成25年度から幼稚園・保育所・認定こども園職員、市町村立図書館の職員等を対象とした講座と小・中学校の教員（司書教諭を含む）や学校司書等を対象とした講座をそれぞれ県内3地区ごとに開催している。また、高校・特別支援学校の学校司書を対象とした学校図書館司書研修会を平成18年度から年2回（令和元年度からは司書教諭研修の聴講ができるようになったため年1回）開催し、平成26年度からはテーマに応じて中学校の図書館担当者にも案内し、研修参加を促している。（詳細は表5を参照）
- 市町村では、教育委員会や市町村立図書館が主催する学校司書の研修が行われてきた。平成26年度から、県立図書館の学校図書館支援員（兼小中学校課指導主事・兼高等学校課指導主事）の講師派遣を開始した結果、司書教諭と学校司書がともに学ぶ研修会の開催につながった市町村も出てきた。研修会開催に当たっては、開催場所や時間等、様々な要因で、研修会に参加しづらい状況もあるため、オンライン研修も可能にする等、開催方法を工夫していく必要がある。
- 県教育委員会社会教育課では、平成23年度から読書ボランティアの中から「子ども読書アドバイザー」を養成し、各地域のボランティア対象の研修を行っている。

(6) 県立図書館の取組

- 県立図書館は、日本有数の物流システムを構築し、市町村立図書館と連携した図書館資料等の貸出、高校・特別支援学校への訪問相談、学校向けの情報を集めたホームページの作成等を行っている。ホームページには学校図書館を活用した年間指導計画作成のための資料や小・中・高・特別支援学校の授業活用例、郷土学習ガイド等を掲載している。また、学校図書館支援員の講師派遣や情報提供等の支援を行っている。平成27年度には、県立図書館の多様な機能と、司書や学校図書館支援員の専門性を生かして学校図書館を支援するために、県立図書館内に「学校図書館支援センター」を開設した。

表2 学校図書館支援センター

小中学校課・高等学校課・特別支援教育課・教育センター・教育局（東・中・西部）の学校図書館担当指導主事、県立図書館長、支援協力課長、支援協力課市町村担当、学校図書館支援員2名（兼小中学校課指導主事・兼高等学校課指導主事）を構成員とし、市町村教育委員会、市町村立図書館、鳥取県図書館協会、鳥取県学校図書館協議会等と連携して学校図書館を支援する。
--

※16 地方公務員法 22 条の 2 の規定に基づき任用され、一会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤の職。

※17 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成 5 年 3 月 29 日に「学校図書館図書標準」について定められ、各都道府県教育委員会教育長あてに通知されたもの。平成 19 年 4 月改定あり。

「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を設備するための所要の財源については、平成 5 年度を初年度とする 5 か年計画により地方交付税により措置されている。

例) 小学校 18 学級の場合…………… 10, 360 冊

中学校 15 学級の場合…………… 12, 160 冊

専ら視聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）10 学級の場合……………103, 932 冊

視覚障がい者に対する教育を行わない特別支援学校（小学部）10 学級の場合……………3, 320 冊

専ら視聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校（中学部）学級の場合……………6, 400 冊

視覚障がい者に対する教育を行わない特別支援学校（中学部）学級の場合……………5, 760 冊

視覚障がい者及び聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、視覚障がい者に対する教育を行う学級数が 6 学級、聴覚障がい者に対する教育を行う学級数が 4 学級の場合

1、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして表を適用

$$3, 292 + 160 \times (10 \text{ 学級} - 6) = 3, 932$$

$$2, 936 + 96 \times (10 \text{ 学級} - 6) = 3, 320$$

2、視覚障がい者に対する教育を行う学級の数及び視覚障がい以外の障がいのある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均

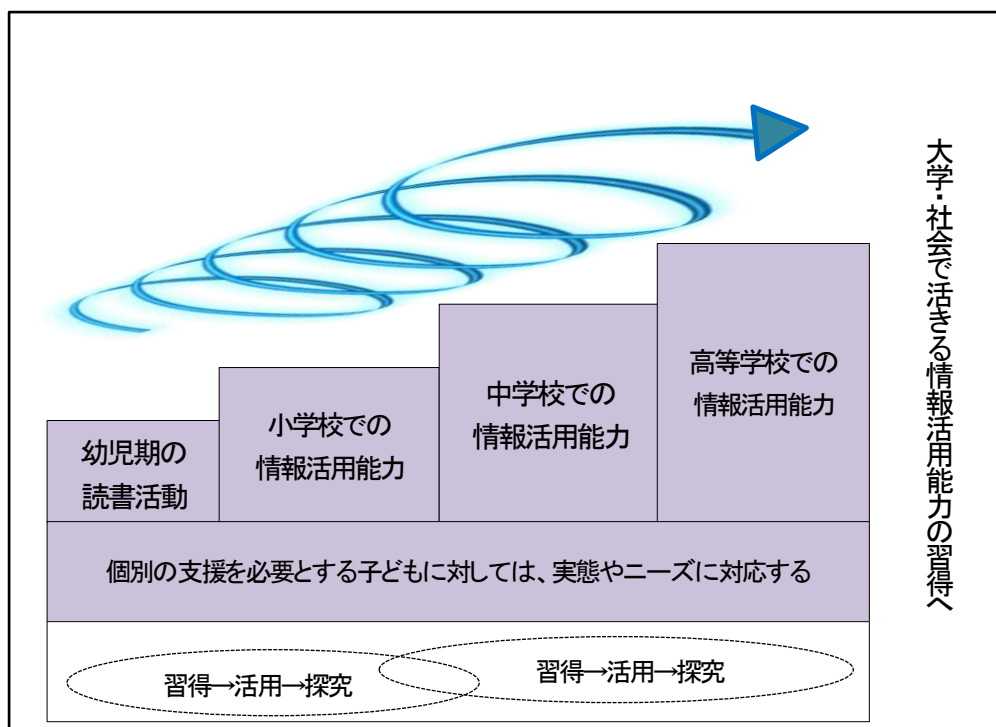
$$3, 932 \times (6 \div 10) + 3, 320 \times (4 \div 10) = 3, 687.2 \quad \rightarrow \quad 3, 687 \text{ 冊}$$

※18 閲覧するために料金が必要なデータベースで、インターネットを経由してパソコンを使って利用するもの。代表的なものに新聞記事データベースや各種辞書の統合検索データベース等がある。

5 学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力

- 学校図書館活用教育では、全教科・全領域の学習を横断的に支援することが求められている。しかしながら、学校図書館の機能を活用することで子どもたちに身に付けさせたい情報活用能力が校内で共通認識されていなかったり、担当者の経験や力量に任されたりしていることが多く、今後の課題となっている。
- 鳥取県教育委員会では、令和元年度に施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、令和3年2月「鳥取県学校教育情報化推進計画」を策定した。その中で「子どもたちの学びを広げ、力を高める～情報活用能力の向上～」の方針が示され、「発達段階や各教科などのねらいに応じて、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、授業改善を進めながら情報活用能力の向上を図ること」とされている。
- このような中、学校図書館の一層の機能向上や活性化を図るためには、学校図書館におけるICT活用がより重要になる。児童生徒は、印刷メディア、電子メディア等多様な学校図書館資料に触れ、自ら学習課題を設定し、情報を収集し、調べ、課題を解決し、結果をまとめ、発表し、そして、自己の学びを評価するに至るまでの学び方を系統的に身に付ける必要がある。
- 児童生徒は、探究的な学習の中で課題解決を繰り返し体験し、探究の過程を理解しスキルを身に付けることで、この先、未知の状況に直面したときにも推論して課題に立ち向かうことが可能となる。また、教科内容に関連した資料や情報を活用することで、学習テーマが深め広げられ、自ら思考し判断する機会が創出される。学校図書館は、情報センターとして、多様な情報源にアクセスできるようICT環境の整備を進め、教育活動の中でこのような情報活用能力を育成するための中心的な役割を担う。
- 鳥取県の一貫した学校図書館活用教育を通して、幼児期から本に親しむことを基盤として、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校へと発達段階に応じて学び方のスキルである情報活用能力を系統的・螺旋的に習得し、児童生徒自身の将来、進路に生かし、キャリア教育や生涯学習につなげたいと考えている。
- そこで、学習指導要領等を参考に、幼児期から高等学校までの一連の「学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力」を明確にし、県教育センターのGIGAスクール推進課の「学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表」とも関連付け、一貫した指導体系のもと、各校種で習得すべき能力を令和3年度に改めて系統表として整理した（別表）。

図3 学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力のイメージ図



6 鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向

- 学校図書館はメディアセンターであり、児童生徒や教職員に、図書資料だけでなく地域や人も含めた多様な資料・情報を提供し、全教科・全領域で教育活動を支援する。幅広い教育活動の中核として、人と情報を結ぶ学校図書館は、適切で十分な資料・情報にアクセスできる利用環境を保障する。
- 学校図書館を活用した多様な指導方法の工夫により、学びの質を高め、豊かな学びへと広げる。すなわち、学校図書館活用により、学習・教育（教育課程）の展開の可能性の拡大を目指す。
- さらに、将来を見据えた学校図書館活用教育により、生活・キャリアに対応する力を育成し、次代を担う真に学ぶ力、生きる力をもった子どもたちを育てることを目指す。
- このようなことから、ビジョンでは、鳥取県の学校図書館活用教育で目指す今後の方向性の柱を以下の3項目に整理した。

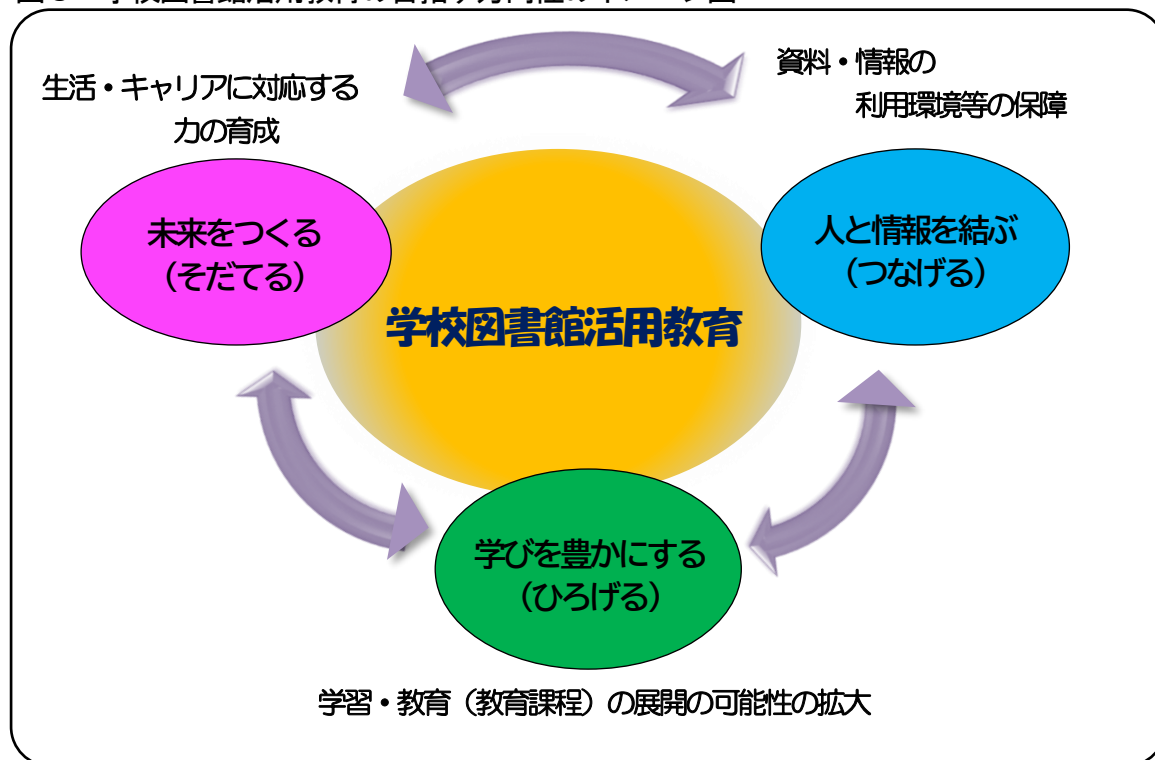
① 児童生徒及び教職員への資料・情報の利用環境等の保障

…人と情報を結ぶ（つなげる）

② 学習・教育（教育課程）の展開の可能性の拡大……学びを豊かにする（ひろげる）

③ 生活・キャリアに対応する力の育成……未来をつくる（そだてる）

図3 学校図書館活用教育の目指す方向性のイメージ図



人と情報を結ぶ（つなげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、児童生徒の読書や授業に必要な資料・情報等を十分に提供する。
 - ② 学校図書館は、教職員に様々な情報提供を行い、教材研究や教材の準備をサポートする。
 - ③ 学校図書館は、「基礎的環境整備※¹⁹」に取り組むとともに、特別な支援を必要とする児童生徒へ「合理的配慮※²⁰」を提供する。
 - ④ 学校図書館は、地域の人材や公民館、博物館、美術館等の施設と連携し、児童生徒の学習を地域とつなぎ、多様な学びを支援する。
 - ⑤ 市町村立図書館は、学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、授業活用等に必要な資料の充実に努め、物流体制の整備や情報支援を行う。
- 学校図書館は、児童生徒や教職員へ適切な資料提供を行い、全教科・全領域での活用促進につなげる。その際、司書教諭と学校司書は、それぞれの専門性を活かして、教職員と協働しながら、図書、新聞、雑誌、パンフレット、ファイル資料等の印刷メディア、DVD、CD等の視聴覚メディア、インターネット、電子書籍、データベース等の電子メディア等、多様な情報源を活用した、学校図書館運営や授業支援の充実を図る。
- 学校図書館は、教職員に対して資料の提供等、教職員の教材研究を支援し、教育課程に寄与する役割を担うため、学校図書館を活用した授業実践事例や児童生徒の作品成果物、ワークシート、ブックリスト等、教職員と連携して授業に活用できる資料・情報を収集し、情報提供に努める。
- 特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校にも特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行うために、施設設備のバリアフリー化や補助具、機器の活用等の「基礎的環境整備」に取り組むと共に、必要に応じて、バリアフリー資料の提供、対面音訳※²¹、文字の拡大やリライト※²²、デジタル化等の「合理的配慮」を提供する等、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた対応に努める。
- 学校図書館は、児童生徒の学習を地域とつなぐため、地域の人材や公民館、博物館、美術館等の施設と連携して、各学校の教育課程に即した地域資料の収集、整理、保存に努める等、児童生徒の多様な地域学習を支援する。
- 市町村立図書館では、地域の幼稚園・保育所・認定こども園、学校に対する支援を率先して行うことが期待されるため、図書の貸出だけでなく、物流の提供や研修への協力について、学校等と連携し、より望ましい方法を検討する等、支援の工夫に努める。

学習・教育（教育課程）の展開の可能性の拡大

学びを豊かにする（ひろげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館を学校教育の中核機能として捉え、学校長を中心として学校全体で学校図書館の活用推進に取り組む。
 - ② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、探究的な学習等を支える学校図書館の機能を有効的に活用し、学びの質の向上を目指す。
 - ③ 情報活用能力の系統性を把握し、児童生徒の発達段階や実態に応じて、各学校の教育課程にあわせた学びを系統的・螺旋的に計画し習得するよう努める。
 - ④ 学校図書館は、デジタルコンテンツも含めた情報提供の向上を目指し、GIGA スクール構想への対応やICT活用教育との連携を強化する。
 - ⑤ 共生社会形成に向け、学校図書館から公共図書館等の利用へとつながるインクルーシブ教育システム^{※23}の構築を推進する。
- 学校図書館は教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成する学校教育の充実のために欠かせない機能を持つことを認識し、学校長を中心に「学校図書館運営（経営）委員会」を開催する等、学校図書館活用のあり方について計画・実践・評価・改善を行い、学校全体で学校図書館の活用を推進する。
- 児童生徒が主体的・協働的に学び、真に学ぶ力を身に付けるために、教職員は、教科書教材のみではなく、学校図書館にある様々な資料（図書、新聞、雑誌、パンフレット、ファイル資料等の印刷メディア、DVD、CD等の視聴覚メディア、インターネット、電子書籍、データベース等の電子メディア等）を積極的に活用した授業を構築し、言語活動や探究的な学習の充実を図る。また、司書教諭は学校図書館活用教育の中心的存在として、学校司書やICT担当教員、その他の教職員と協働して、学校図書館を活用した授業を積極的に推進する。
- 各校の学校目標や教育課程を踏まえ、学校図書館全体計画^{※24}や学校図書館活用年間計画^{※25}を作成した上で、全教科・全領域で学校図書館を計画的に活用し、「学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力」の定着を図る学習や児童生徒の主体的・協働的な学習活動、読書活動を充実する。
- GIGAスクール構想に対応して学校図書館でも1人1台端末を活用した学習環境を整えることに加え、印刷メディアだけでなく電子書籍やデータベース等を含めたデジタル教材も適切に活用し、学校図書館活用教育とICT活用教育の連携を強化する。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が、卒業後に居場所として公共図書館等を利用し、豊かな生活を送ることができるよう、図書館活用講座の実施や図書館見学等、卒業後を見据えた学校図書館活用を推進する。

生活・キャリアに対応する力の育成

未来をつくる（そだてる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、「キャリア教育」の一環として発達段階に応じた基礎的・汎用的な能力の育成に努め、社会人として自立した人を育てる。
 - ② 学校図書館は、「ふるさとキャリア教育」を推進し、鳥取県に誇りと愛着を持ち、将来にわたり、ふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人を育てる。
 - ③ 読書の場としてだけでなく、自己実現のための場として、公共図書館等を利用できる大人へと導く。
 - ④ 学校図書館は、家庭や地域と連携し、読書活動推進の拠点として様々な活動を工夫する。
 - ⑤ 地域住民や異校種（幼稚園等も含む）との読書活動による交流を行い、地域での読書活動を推進する。
 - ⑥ 学校図書館は、児童生徒の「心の居場所」となる。
- 学校教育の中で身に付けた図書館活用の力は、大人になっても、自ら情報を集め、課題解決することで、自分や社会の幸せに結びつくことのできる生涯学習へとつながることを認識し、学校図書館活用を推進する。
- ふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち地域の課題解決に貢献しようとする児童生徒の育成に向けて、県民の日に合わせた展示や地域学習への情報提供をする等、鳥取県の自然・歴史・文化や産業などについて深く学ぶ探究的な学習や社会的自立に必要な能力や態度を育てるふるさとキャリア教育に対し積極的な情報支援を行う。
- 学校図書館活用教育を通して、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる読書習慣の基礎を形成すると共に、困ったときに解決の糸口を見いだす場として、図書館を活用できる大人になるよう、朝読書の推進、本の紹介展示、授業や進路指導などでの資料・情報の活用等、児童生徒の生活・キャリアにつながる学校図書館活用教育を推進する。
- 家庭や地域と連携して読書活動の基盤を構築し、その習慣化を促すために、保護者・地域ボランティアによるおはなし会や授業への参画のコーディネート、家庭読書の推進、図書の紹介等、様々な活動を行い、児童生徒がさらに本への興味関心を高めるよう、創意ある工夫を行う。
- 学校図書館及び公共図書館は、読み聞かせやビブリオバトル等の校種間交流や地域の読書イベント等へ参加を促す等、地域での読書活動の活性化を支援する。
- 学校図書館は、全ての児童生徒の「心の居場所」となるよう、学校司書が児童生徒の声に耳を傾けたり、季節を感じる図書展示や感染症対策に取り組む等、安心・安全な学校図書館運営を行う。

7 ビジョンの実現に向けた取組

- このビジョンは、平成 27 年に設置された鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会が作成した基本的な考え方を継承しつつ、ふるさとキャリア教育、G I G A スクール構想への対応等の新たな課題への取組を盛り込んだものである。
- 今後は、ビジョン及び関連資料を県内の学校現場等に広く普及するとともに、ビジョンに掲げた目指す方向性に沿って、具体的な施策に取り組むことになるが、例えば以下のような必要がある。
- ① 県及び各市町村は、管理職をはじめとする全ての教職員に対して I C T 活用を含めた学校図書館の活用に関する指導力の育成等に向けた研修を充実させる。
 - ② 県立図書館及び市町村立図書館は「ふるさとキャリア教育」に取り組む学校図書館への支援の充実を目指す。
 - ③ 学校図書館支援センターは、学校図書館法の改正やビジョンの策定を契機に学校司書の名称や役割の周知に努め、学校司書が全校に配置されその専門的職務を一層発揮できるよう雇用環境等の改善を関係機関に働きかける。
 - ④ 学校図書館支援センターは、学校図書館全体計画策定、学校図書館活用年間計画作成等の目標を示すとともに、学校図書館活用教育の推進状況を検証する。

表 4 学校図書館全体計画及び学校図書館活用年間計画作成率の目標値

項目		令和 2 年度	令和 8 年度目標
学校図書館全体計画作成率	小学校	95.0%	向上
	中学校	92.9%	向上
	高等学校	調査未実施	調査実施
	特別支援学校	調査未実施	調査実施
学校図書館活用年間計画作成率	小学校	91.7%	向上
	中学校	58.9%	向上
	高等学校	37.5%	向上
	特別支援学校	90.0%	向上

*義務教育学校については、小学校、中学校にそれぞれ含まれている。

*小・中学校は、令和 2 年度「学校教育実施状況調査」（鳥取県）より

*高等学校、特別支援学校は、令和 2 年度「鳥取県の図書館統計」（県立図書館）より

- ⑤ 各学校は、県が示している小・中・特別支援学校の司書教諭の活動時間 5 時間以上の保持を継続すると共に、高等学校においても、担当時間数の確保や学校体制を整備し、司書教諭がその職責を十分に果たせるよう努める。
- ⑥ 各学校は、国の第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画に沿って、図書の整備、新聞の配備を行い、適切に図書館資料の更新を行う等、学校図書館図書標準を踏まえた図書館資料の質の向上及び充実を目指す。

表 3 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第 4 次計画）」の目標値（ ）内は全国平均値

項目		平成 28 年度	令和 5 年度目標
学校図書館図書標準達成率	小学校	鳥取県 62.8% (66.4%)	向上
	中学校	鳥取県 57.9% (55.3%)	向上

「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）（平成 27 年度公立学校調査結果）

- ⑦ 各学校は、学校図書館の読書環境、I C T 活用の環境を整え、読書センター、学習センター、情報センターとしての整備を行う。

- ⑧ 学校図書館は、保護者や地域の人々とながら、読書活動の推進、地域教材・人材の活用など、幅広く学校教育を支援する。
- ⑨ 学校図書館は、児童生徒、教職員の読書や学習に役立つ情報を提供するために、機能の充実を図るとともに県立図書館、市町村立図書館等の資料や資料相談を積極的に活用する。

- 今後は、学校図書館活用教育の全体を俯瞰しながら、このビジョンの実現に向けて検討していく体制が必要である。これは、1の(2)に記載したビジョンの適宜の見直しに当たっても同様である。

(1) 県の推進体制

- 学校図書館支援センター(表2参照)を中心として、教育委員会各課、教育センター等との緊密な連携のもと、司書教諭及び学校司書をはじめとする全ての教職員のスキル向上のための研修計画を立案、実施するとともに、それぞれの学習環境の整備や学習内容の充実に向けた実践事例に基づくアドバイス等を行う。

表5 企画する研修の例

対象 主管課	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校 中学校	特別支援学校	高等学校	その他
教育センター		・新任司書教諭研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・新任司書教諭研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・新任司書教諭研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・管理職等研修
図書館	・子どもと本をつ なく講座	・学校図書館活用教 育普及講座	・学校図書館司書研 修会 ・学校図書館活用教 育普及講座	・学校図書館司書研 修会 ・学校図書館司書実 務研修会	

*上記に加え、市町村教育委員会、市町村立図書館、教育研究団体等は学校図書館支援員派遣を活用して数多くの研修会を開催している。

表6 学習環境の整備等に関するアドバイスの内容例

アドバイスの項目	内容例
学習環境の整備	・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や探究的な学習等、多様な学習形態に対応できる教室環境及び図書館の整備 ・情報検索能力向上を図ることを目的にした図書館システムの導入
授業内容の実践	・学校図書館活用教育の推進に先進的に取り組む事例等の情報提供 ・学校図書館におけるICTを活用した授業実践

(2) 市町村との連携

- 学校図書館支援センターは、市町村教育委員会の学校教育担当者等との情報交換を密に行い、互いの方向に齟齬が生じないよう配慮するとともに、それぞれの市町村の実態に合わせてビジョンの実現をめざす。

-
- ※19 障がいのある子どもだけでなく、多くの児童生徒に共通する配慮。教材の確保や施設・設備の整備、専門性のある教員・支援員等の人的配置など、国、都道府県、市町村が財源を確保し実施する。
 - ※20 教育における合理的配慮は、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶための必要かつ適当な変更及び調整。デジタル教材の確保や拡大読書器利用等。
 - ※21 目の不自由な方（加齢による視力低下により、活字が読みづらい方等も含む）や本を持ったり、ページをめくったりすることが困難な方に、図書館の職員等が希望の資料を読むこと。
 - ※22 調べ学習等の資料を児童生徒の必要に応じて、やさしい日本語になるように表現を書き換えること。
 - ※23 障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組。（中央教育審議会 2012 年「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育（報告）より）
 - ※24 学校図書館の目的や機能、学校目標や各教科等との関連など、学校図書館経営に関する全体計画のこと。平成 28 年 11 月 29 日付け「学校図書館の整備充実について（通知）」の中で、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画等を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなれされるよう努めることが望ましいと記載されている。
 - ※25 全ての児童生徒を対象に全ての教科等で学校図書館を活用するために学校図書館の活用を教育計画に位置づけた年間計画のこと。

【参考資料】

- 『小学校学習指導要領』文部科学省（平成29年告示）
- 『中学校学習指導要領』文部科学省（平成29年告示）
- 『高等学校学習指導要領』文部科学省（平成30年告示）
- 『特別支援学校幼稚部教育要領/特別支援学校小学部・中学部指導要領』文部科学省（平成29年告示）
- 『特別支援学校高等部指導要領』文部科学省（平成31年告示）
- 『幼稚園教育要領』文部科学省（平成29年告示）
- 『幼保連携型認定子ども園教育・保育要領』内閣府/文部科学省/厚生労働省（平成29年告示）
- 『保育所保育指針』厚生労働省（平成29年告示）
- 『学校図書館の出番です アクティブ・ラーニングの視点に立った学びに向けて』
（文字・活字文化推進機構、2017）
- 『1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識』全国学校図書館協議会、指導主事研修委員会／編
（興学社2021）
- 『小学校教育用語辞典』細尾萌子、柏木智子／編集代表（ミネルヴァ書房 2021）
- 『改訂版 教職用語辞典』橋本美保／編集代表（一藝社 2019）
- 『教職をめざす人のための教育用語・法規 改訂新版』広岡義之／編（ミネルヴァ書房 2021）
- 『最新図書館用語大辞典』図書館用語辞典編集委員会／編（柏書房 2004）
- 『図書館情報学用語辞典 第5版』日本図書館情報学会用語辞典編集委員会／編（丸善出版株式会社 2020）
- 『図書館学基礎資料 第12版』今まど子／編著（樹村房 2015）
- 『司書教諭・学校司書のための学校図書館必携 理論と実践 新訂版』全国学校図書館協議会／監修
（悠光堂 2021）
- 『「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 実践編』堀川照代／編著（悠光堂 2019）
- 『「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 解説編』堀川照代／編著（悠光堂 2018）
- 『改訂新版 学習指導と学校図書館』堀川照代、塩谷京子／編著（放送大学教育振興会 2016）
- 『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』中央教育審議会答申（令和3年）
- 「GIGAスクール構想の実現へ」文部科学省（令和元年）
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf 【2021年12月23日アクセス】
- 「教育の情報化に関する手引き」文部科学省（令和元年）
https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_jogai01-000003284_002.pdf 【2021年12月23日アクセス】
- 「学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成」文部科学省（令和2年）
https://www.mext.go.jp/content/20201002-mxt_jogai01-100003163_1.pdf 【2021年12月23日アクセス】
- 「Society5.0とは」内閣府
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/ 【2021年12月23日アクセス】
- 「Society5.0」総務省
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd102300.html>
【2021年12月23日アクセス】

学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力(系統表)

	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校			中学校	高等学校	学習指導要領に基づいた 体系表の主な関連項目
		低学年	中学年	高学年			
育てたい 子ども像	◆絵本や物語を楽しみ、 表現することを楽しむ 子ども	◆読書や調べる楽しさを知り、 図書館の正しい利用の仕方を 身につけた児童	◆いろいろな種類の資料を読 み、課題解決に向けて、友 達と関わり合いながら意欲 的に学ぶ児童	◆目的に応じて、図書館の資料を適切 に利用し、学び方を身につけ、課題解 決に向けて主体的・協働的に学ぶ児 童	◆主体的に考えて判断し、課題解決に向け て多様な資料から必要な情報を利用す ることを通して、主体的・協働的に学 び続ける生徒	◆将来の進路を見据え、自己実現のため の課題解決に向けて、的確な情報を適 切に活用することを通して主体的・協 働的に学び、自分の考えを表現する生 徒	
課題の設定	○読み聞かせを楽しむ。	○身近なことや経験したことなど から興味・関心に応じて学習課題 を決める。	○興味・関心に応じて具体的な 課題を決める。	○目的を理解し、適切な学習課題を決 める。	○学習課題を解決するための適切な資 料や収集方法について考え、具体的 な学習課題を立てる。	○中学校までの知識やスキルを基に学 習課題を解決するための資料の読み 解きや収集方法について検討しなが ら、適切な学習課題を立てる。	G A-①
情報の収集	○好きな本を見つけ絵本 を楽しみながら読もうと する。 ○友達や先生の話に関 心をもって聞こうとす る。	○題名や表紙などに着目して必要 な図書を見つける。 ○資料の中から目的に合わせて情 報を選ぶ。	○目的に応じて、図書資料及びイ ンターネット等の複数の資料の中 から必要な資料を集める。 ○二つ以上の情報の中から、目 的に合ったものを選ぶ。	○目的に応じて、図書資料及びイン ターネット等の複数の資料の中か ら課題解決に役立つか判断し、資 料を集める。 ○複数の情報の中から、適切な方法 を使って課題解決に必要なものを選 ぶ。	○目的や意図に応じて多様な情報源 を活用し、必要な各種資料を検索 する。 ○複数の情報を適切に比較、検討、 分類し、情報の持つ価値や希少性 等を判断しながら情報を選択する。	○自分の設定した課題が見通しを持 って解決できるか考察しながら、 根拠となる多様な資料収集を的確 に行う。 ○目的に応じて多岐にわたる検索 方法で情報の特性を生かした様々 な資料を選ぶ。 ○常に複数の情報を適切に比較、 検討、分類し、情報の持つ価値や 希少性等を判断しながら情報を選 択する。	G A-① G B-①
整理・ 分析	○図鑑を見て楽しく調べ ようとする。 ○友達の思いを受け止 めようとする。 ○生活の中で必要な言 葉を使おうとする。	○簡単な絵や図、表などを用いて 情報を整理する。 ○共通と相違、順序などの情報と 情報との関係を捉える。	○情報同士のつながりをみつけ たり、観点を決めた簡単な表や グラフなどや習得した「考える ための技法」を用いて整理する。 ○考えと理由、全体と中心など の情報と情報との関係を捉える。	○目的に応じた表やグラフ、「考える ための技法」を適切に選択・活用 し、情報を整理する。 ○原因と結果など、情報と情報と の関係を捉える。	○目的や状況に応じてデータを統計 的に整理したり、「考えるための技 法」を組み合わせ活用したりして 整理する。 ○複数の情報を目的に応じて比較、 分類、関連づけ、多面的・多角的 に分析する。 ○意見と根拠、具体と抽象など情 報と情報との関係を捉える。	○目的や状況に応じてデータを統計 的に整理したり、「考えるための技 法」を自在に活用したりして整 理する。 ○自分の考えとは異なる意見の資 料も取り入れ、様々な考えや解釈 のあることを理解した上で総合 的に判断して活用する。 ○主張と論拠、主張とその前提 や反証、個別と一般化等の情報 と情報との関係を捉える。	G B-① G B-②
	○考えたことを自分な りに表現しようとする。 ○自分の思ったことを 相手に伝えようとする。 ○友達や先生とのコミュ ニケーションを楽しむ。	○気づいたことや分かったことを 記録し、自分の言葉でまとめる。 ○相手を意識し、順序に気を付 けて、わかりやすく表現する。	○必要な情報を箇条書きで要 点をまとめる。 ○表現方法を相手に合わせて選 択し相手や目的に応じ、自他の 情報を組み合わせ適切に表現 する。	○事実、引用、要約などと自分の 考えを区別して分かりやすくまと める。 ○構成、レイアウトを工夫したり、 絵や文、グラフ、図や表などを 使ったりして、効果的にまとめる。 ○目的や意図に応じて複数の表 現手段を組み合わせて表現し、 聞き手とのやりとりを含めて 効果的に表現する。	○様々な情報を比較、分類、単純 化したり、再構築したりする。 ○情報を整理して、目的や意図に 応じてわかりやすく要点を押さ えて自分の意見の関係性を考え てまとめる。 ○表現手段の特徴を理解し、目的、 意図に応じて情報を統合して表 現する。 ○情報発信手段としての機器の 特徴を理解し、根拠を明確にし て効果的に伝達する。	○目的に応じて選択した資料を論 理的に読み解き、資料を多面的、 多角的に分析し自分の課題に関 連付けることができる。 ○選択した情報を自分の意見と比 較、分析しながら構成を考え、 論点をまとめる。 ○表現手段の特徴を理解し、目的、 受け手の状況に応じて適切で 効果的な組み合わせを選択・統 合し表現する。 ○情報発信手段としての機器の 特徴を理解し、根拠を明確にし て最も効果的な方法で伝達す る。	G B-① G B-①
振り返り・ 改善		○教師と共に課題を決め、内容 の見通しを持って課題解決でき たか振り返る。 ○友達の表現のよいところを見 つけて感想を伝え合う。	○具体的な課題を決め、内容の 見通しを持って計画を立て、課 題解決できたか振り返る。 ○友達の表現のよさについて意 見を述べ合う。	○課題が適切で、見通しを持って 内容や方法について学習を立て、 解決することができたか振り返 る。 ○学習や学習過程について友達 の表現のよさを伝えたり、助言 したりする。	○課題が明確なもので、課題解決 に向けての内容、方法、表現が効果 的であったか振り返る。 ○表現、伝達されたものの中か ら、課題解決のために集めた情 報の有効性、必要性、信頼性を 判断し話し合う。	○課題設定から調査、発表までの 一連の取組みについて、客観的 な自己評価を行う。 ○課題設定から調査、発表まで の一連の取組みについて、客観 的な相互評価を行い、自分の学 びにいかす。	G C-①
学校図書館の利活用に支援を必要とする子どもについては、実態やニーズに応じて、柔軟かつ適切な指導を行う。							

※「振り返り・改善」は、探究的な学習の過程ごとにも行う

※関連項目の **G** は、「学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表」と特に関連があるもの。Aは知識及び技能、Bは思考力・判断力・表現力等、Cは学びに向かう力、人間性等を示している。 A①は情報と情報技術を活用して問題の発見・解決の方法を身に付ける。B①は情報を結びつけて新たな意味を見出したり、問題発見・解決に向けて適切かつ効果的に情報を活用する。B②は様々な事象を情報と結び付けて捉える。C①は情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して社会に参画し、発展に寄与しようとする。を示している。

※幼稚園指導要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領、学習指導要領、鳥取県教育振興基本計画を基本に、全国 SLA「情報資源を活用する学びの指導体系表」、横浜市教育委員会「学校図書館教育指導計画の手引き」、京都市教育センター「学校図書館の活用を通して付けたい力系統表(小・中学校版)」、松江市学校図書館支援センター「学び方指導体系表」を参考に作成

学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表（鳥取県教育委員会） R3.2 版

分類	資質能力	求める力の背景	資質・能力の3つの柱で整理した情報活用能力	情報活用能力ベーシック					小学校			中学校	高等学校
				課題の設定	情報の収集	整理分析	まとめ表現	振り返り改善	低学年	中学年	高学年		
A	知識及び技術	実際の社会や生活の中で生きて働く力	①情報と情報技術を活用して問題の発見・解決の方法を身に付ける	○				○	・見つけた不思議や疑問を解決するには順序があることが分かる →	・問題解決や表現したいことの手順を簡単に図示する →	・問題解決や表現したいことの手順を図示したり、評価・改善する →	・課題解決の流れを構造的に図示し、実行後、評価・改善する →	・課題解決の流れを構造的に図示し、実行後、評価・改善する
						○	○	○	・いろいろな方法で情報を集める →	・いろいろな方法で情報を集める →	・仮説を確かめるために必要な情報が何かを考える →	・課題解決に向けてどのような情報が必要かを考える →	・課題解決に向けてどのような情報が必要かを考える
			②情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響について理解する	○				○	・集めた情報をいろいろな方法で分ける →	・集めた情報を比較・関連付けしながら整理する →	・集めた情報をもとに、仮説を確かめる →	・比較、分類、関係付け等、目的に応じて情報を整理する →	・主張と論拠、個別と一般化等の情報同士の関係を見出す
									・集めた情報から問題解決につながる情報を見つけ出す →	・目的に応じてグラフや表を使った情報の整理をする →	・安全・適切な情報発信・表現・交流の方法について配慮する →	・統計指標や検定等を用いて統計的に情報を整理・分析する →	・安全・適切な情報発信・表現・交流の方法について配慮する
B	思考力・判断力・表現力	未知のものにも対応できる力	①情報を結びつけて新たな意味を見出したり、問題発見・解決に向けて適切かつ効果的に情報を活用する	○	○	○	○		・身近な事象から感じた不思議や疑問に基づいて課題を発見したり、設定したりする →	・日常の事象から思いついた疑問に基づいて課題設定する →	・地域や社会の事象に基づいて課題設定する →	・地域や社会の社会課題に基づいて課題設定する →	・国や世界規模の社会課題に基づいて課題設定する
									・身近なところから情報を集める →	・調査や資料から情報を収集する →	・調査や資料、実験・観察等から情報を収集する →	・目的に応じて収集手段を選択しながら情報収集する →	・分析の目的に応じて調査の手順を計画する
			②様々な事象を情報と結び付けて捉える						・集めた情報を同じ情報と違う情報に分ける →	・「考えるための技法」を活用しながら論理的にまとめる →	・「考えるための技法」を活用してより妥当な考えにまとめる →	・「考えるための技法」を活用しながら論理的にまとめる →	・目的に応じて複数の収集手段を選択しながら情報収集する
									・写真や絵、短い言葉を組み合わせて分かりやすくまとめる →	・表やグラフを使って集めた情報をわかりやすくまとめる →	・表やグラフを使って集めた情報を効果的にまとめる →	・表やグラフを使って集めた情報を効果的にまとめる →	・「考えるための技法」を活用してより妥当な考えにまとめる
C	学びに向かう力・人間性等	学んだことを人生や社会に生かそうとする力	①情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して社会に参画し、発展に寄与しようとする		○	○			・まとめたものを使って相手に分かりやすく伝える →	・まとめたものを使って相手にわかりやすく伝える →	・まとめたものを組み合わせて相手にわかりやすく伝える →	・まとめたものを組み合わせて相手にわかりやすく伝える →	・表やグラフを使って集めた情報を効果的にまとめる
									・集めた情報から全体を把握し、それを自分の言葉でまとめる →	・集めた情報を組み合わせて、情報の特徴を捉える →	・集めた情報から類似点や規則性を見出す →	・目的に応じた情報活用を通して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対するいくつかの解決策を考える →	・目的に応じた情報活用を通して、モデル化やシミュレーション等を行いながら情報の傾向と変化を捉え、多様な立場を想定し、問題に対する多様な解決策を明らかにする
			②様々な事象を情報と結び付けて捉える						・相手を意識し、わかりやすく表現する →	・相手意識や目的意識をもって、情報を組み合わせて表現する →	・目的や意図に応じて複数の手段を組み合わせで表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現する →	・目的や意図に応じて情報を統合して表現し、プレゼンテーションやプログラミング等によって表現・発信・創造する →	・メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、適切で効果的な組み合わせを選択・統合し、プレゼンテーションやプログラミング等によって表現・発信・創造する
									・情報の大切さを意識する →	・情報活用を振り返り、手順の組み合わせの改善について考える →	・情報活用を振り返り、改善点を論理的に考える →	・情報活用を効率化の視点から評価する →	・情報活用を多様な視点から評価する
情報活用能力ベーシックでは教科別の情報活用能力の具体が示されています。(https://japet.or.jp/)													
<考えるための技法> ○【順序付ける】複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える ○【比較する】 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする ○【分類する】 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる ○【抽象化する（一般化する、統合する）】対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする ○【関連付ける】複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける ある対象に関係するものを見付けて増やしていく ○【多面的に見る・多角的に見る】対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする ○【具体化する（個別化する、分解する）】対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする ○【構造化する】 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する ○【理由付ける（原因や根拠を見付ける）】対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする ○【見通す（結果を予想する）】見通しを立てる。物事の結果を予想する ※発達段階に応じて活用したり、各教科等の学習において適切に発揮したりするようにする（詳細は小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 P80～）				プログラミング	・問題の解決や表現活動の際には手順があることを理解する	・問題解決や表現活動の際に、コンピュータとプログラムの関係を体験的に理解し、順次、分岐、反復を含んだプログラムの作成ができる	・問題解決や表現活動の際に、コンピュータとプログラムの関係を体験的に理解し、順次、分岐、反復を含んだプログラムの作成を行い、評価・改善ができる	・問題解決や表現活動の際、論理的な手続きやデータを様々な工夫で考えることができる	・問題解決や表現活動の際、取組の流れを構造化したり、データを統計的に整理したりしてモデル化できることを科学的に理解する	・情報技術を効果的に活用し、生活や社会に役立つ新しい価値を創造できる			
					情報モラル	・自分や他の人たちの情報を大切にし、ルールを守って安全に情報手段を使うことを理解する ・コンピュータやインターネットの基本的なマナーを理解する	・情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用する ・生活の中での必要となる情報セキュリティを理解する	・情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用する ・生活の中で必要となる情報セキュリティを理解する ・情報社会での情報技術の働きや産業や国民生活の関わりを理解する	・情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用する ・生活の中で必要となる情報セキュリティを理解する ・情報や情報技術を多様な視点から考えることによって、よりよい生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする	・情報手段の利便性と危険性を理解し、自他の責任や義務、社会に及ぼす影響を踏まえて適切に使用する ・情報社会における情報セキュリティの対策・対応を科学的に理解する ・情報や情報技術を多様な視点から考えることによって、望ましい情報活用を提案しようとしたり、よりよい生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする			

<確認>プログラミングや情報モラルの視点を A、B、C のそれぞれの学習の中に組み込んだ授業設計をします。様々な教科学習の中に、プログラミングや情報モラルの視点を組み込むことで、多様な場面で繰り返し学ぶことが可能となり、より深い理解につながる事が期待できます。

（補足資料）情報活用能力を育成場面における学習の姿の例

項目	小学校			中学校	高等学校
	低学年	中学年	高学年		
知識及び技術	□図書から情報を集める □人に質問して情報を集める □見たり触れたりして体験を通して情報を集める □情報端末のカメラを使って情報を集める □情報端末の起動・終了、カメラアプリで撮影する □情報端末に保存した映像を呼び出す □写真にペイントアプリで書き加えて加工する □集めた情報を比べたり順序を考えたりする □集めた情報を組み合わせる □相手に伝わりやすいプレゼンテーションの方法を考える	□キーボードで文字入力する（10文字程度/分） □クラウドに保存したファイルと呼び出す □様々な図書や辞書から情報を集める □内容を設定したインタビューを通して情報を集める □アンケートの作成、回収を通して情報を集める □実験や観察・訪問を通して情報を集める □Webで情報を集める □知りたい事柄についてWeb検索し、ページを閲覧する □情報端末のカメラを使って情報を集める □写真にトリミング等の加工・編集を加える □集めた情報を比較・関連付けしながら整理する □集めた情報から必要な情報を見つけ出す □数枚のスライドを作成してプレゼン資料を作る □相手に伝わりやすいプレゼンテーションを作成する	□キーボードで文字入力する（20文字以上/分） □クラウドのフォルダ内のファイルを整理する □目的に応じて、図書、辞書、新聞等の中から選択し情報を集める □電子メールを通して情報を集める □現地調査や実験・観察等を通して情報を集める □演算子を用いてWeb検索で情報を絞り込む □社会のルールやマナーを考えて相手にメールを送る □集めた情報をもとに、仮説を検証する方法を考える □原因と結果など情報の関係づけの仕方がわかる □目的に応じてグラフや表を使った情報の整理をする □表計算アプリを使って表やグラフを作る □様々なメディアを組み合わせて相手に伝える方法を考える □文書作成アプリを使って原稿用紙1枚程度の文書をつくる □スライド作成アプリを使ってまとまりのあるプレゼン資料を作る	□キーボードで文字入力する（40文字以上/分） □ファイルの暗号化やバックアップの操作をする □情報の種類や特性に配慮した情報収集の方法を考える □目的に応じて図書やWeb、調査等を組み合わせて情報を集める □演算子を用いてWeb検索で情報を絞り込む □社会のルールやマナーを考えて相手にメールを送る □比較、分類、関係付け等、目的に応じて情報を整理する □表やグラフを用いて統計的に情報を整理する □共同編集やファイル共有など、クラウドシステムを活用する □文書作成アプリを使って原稿用紙2枚程度の文書をつくる □表計算アプリを使ってデータを集計したり、表やグラフを作る □スライド作成アプリを使ってまとまりのあるプレゼン資料を作る □安全・適切な情報発信・表現・交流の方法について配慮する	□キーボードで文字入力する（40文字以上/分） □クラウド活用や権限設定等のファイルを適切に運用する □国や世界規模の社会課題に基づいて課題設定する □分析の目的に応じて調査の手順を計画する □目的に応じて複数の収集手段を選択しながら情報収集する □演算子を用いてWeb検索で情報を絞り込む □社会のルールやマナーを考えて相手にメールを送る □共同編集やファイル共有など、クラウドシステムを活用する □目的や状況に合わせて統計的に情報を整理する □「考えるための技法」を活用してより妥当な考えにまとめる □表やグラフを使って集めた情報を効果的にまとめる □文書作成アプリを使ってレポート1枚程度の文書を作る □表計算アプリを使ってデータを集計したり、表やグラフを作る □スライド作成アプリを使ってまとまりのあるプレゼン資料を作る □まとめたものを相手にわかりやすく伝えとともに、相手と議論して相互の理解を深める
プログラミング	□道具としての情報端末の存在を理解する	□生活の中での情報端末活用を理解する □プログラミングで動く情報端末を理解する □意図した処理のために順次、分岐、反復を含んだ簡単なプログラムを作成する	□情報の特徴を知る □情報を伝えるメディアの特徴を理解する □社会における情報端末の活用について理解する □手順と情報端末の動作の関係が分かる □意図した処理のために順次、分岐、反復を含んだ簡単なプログラムを作成し、評価・改善する □問題解決や表現したいことの手順をフローチャートで表す	□情報を伝えるメディアの種類と特徴及びその流れを理解する □表現、記録、計算の原理・法則を理解する □デジタル化や自動化とその情報システムの活用について理解する □情報ネットワーク、情報システムの基本的仕組みが分かる □意図した処理のために順次、分岐、反復を含んだ簡単なプログラムを作成し、デバッグ処理をする □課題に対するアルゴリズムをアクティビティ図等で表現する	□情報の流通についての科学的に理解する □メディア及び表現、記録、計算を科学的に理解する □社会におけるコンピュータや情報システムについて科学的に理解する □情報のデジタル化や自動化について科学的に理解する □情報通信ネットワークの構築についての科学的に理解する □情報のシステム化についての科学的に理解する □意図した処理のためにプログラム作成・デバッグ処理をして最適化したモデルに近づける □課題に対するアルゴリズムをアクティビティ図等で表現する
情報モラル	□人の制作物への尊敬や伝えてはいけない情報の存在を理解する □人の制作物への尊敬や伝えてはいけない情報を守ろうとする □情報端末利用時の基本的なルールを踏まえ、行動しようとする □情報や情報技術を適切に使おうとする	□情報社会での情報技術の活用について理解する □自他の情報の大切さが分かる □生活に必要な情報セキュリティについて理解する □情報をやり取りする場合の責任が分かる □自他の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする □情報のやり取りのルール・マナーを踏まえ、行動しようとする □情報メディア利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする □情報通信ネットワークを協力して使おうとする □情報や情報技術を生活に活かそうとする	□情報社会での情報技術の働きについて理解する □情報化に伴う産業化国民生活の変化について理解する □情報に関する自他の権利について理解する □情報ネットワークのルール・マナーが分かる □情報保守の方法や情報技術の悪用の危険性について理解する □発信した情報の社会的影響について理解する □情報メディア利用による健康への影響について理解する □自他の情報の権利を踏まえ、尊重しようとする □通信ネットワークのルール・マナーや情報セキュリティを踏まえ、行動しようとする □情報発信の社会的影響を踏まえ、行動しようとする □情報メディア利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする □情報発信ネットワークの共用意識を持って行動しようとする □情報や情報技術を生活や社会づくりに活かそうとする	□情報システムの種類、目的、役割や特性について理解する □情報化による社会への影響と課題について理解する □情報に関する個人の権利とその重要性について理解する □ルール・法律の遵守により成り立つ社会について理解する □情報セキュリティの確保のための対策・対応について理解する □仮想空間のサイバーセキュリティの重要性について理解する □情報社会における自分の責任や義務が分かる □健康に配慮した情報メディアとの関わり方が分かる □情報に関する個人の権利と重要性を尊重しようとする □社会のルール・法律の遵守を踏まえて行動しようとする □仮想空間を含めた情報セキュリティの対策・対応の重要性を踏まえて行動しようとする □情報社会での自己の責任や義務を踏まえて行動しようとする □メディア利用での健康への影響を踏まえて行動しようとする □情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする □情報や情報技術を持続可能な社会の構築に活かそうとする	□情報システムの影響や情報デザインが果たす社会的役割について理解する □情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解する □情報に関する個人の権利とその重要性について理解する □情報に関する法律や制度について理解する □情報セキュリティ確保の対策・対応を科学的に理解する □仮想空間のサイバーセキュリティを科学的に理解する □情報社会における自他の責任や義務について理解する □健康に配慮した日常的な情報メディアの利用方法が分かる □情報に関する個人の権利と重要性を尊重しようとする □情報に関する法律や制度の意義を踏まえて行動しようとする □仮想空間の保護・治安維持のためのサイバーセキュリティの意義を踏まえて行動しようとする □情報社会での自他の責任や義務を踏まえて行動しようとする □メディア利用での健康への影響を踏まえて行動しようとする □情報通信ネットワークの公共性を意識し、望ましい情報活用の在り方について提案しようとする □情報や情報技術を持続可能な社会の構築に活かそうとする

（体系表の活用例：小5理科「雲と天気の変化」単元計画に組み込む情報活用能力育成）

（ブ）プログラミングの視点（モ）情報モラルの視点

時	学習内容	情報活用能力ベーシック	情報活用能力の具体	学習の姿
1	雲と天気はどのような関係があるのか問題を見出し、予想や仮説を立てる	課題の設定	問題解決したいことの手順を図示する	マッピングで思考の可視化、
2	雲と天気の関係についての仮説を確かめるための観察方法を立てる	課題の設定	仮説を確かめるために必要な情報が何かを考える問題解決のための情報活用の計画を立てる	フローチャートで課題解決のプロセスの図示（ブ）
3	自分で考えた方法で観察し、記録した結果から雲と天気の関係が分かるものを整理する	情報の収集整理・分析	目的に応じて収集方法を選択し、情報を集める集めた情報同士の関係性を見出す	学習者用端末で班ごとに観察集めた映像をクラウドで共有（モ）
4	集めた観察記録などから考察して、天気の変化の規則性を見出し、自分の言葉でまとめる	整理・分析まとめ・表現	集めた情報から類似点や規則性を見出す見出した類似点や規則性を応用しながら問題の解決方法を考える	Jamboardやロイロノートで情報の整理・分類→規則性を見出し（モ）
5	自分の記録とその時の映像などの気象情報を組み合わせて、より確かな根拠としてまとめる	まとめ・表現	「考えるための技法」を活用してより妥当な考えにまとめる情報を組み合わせて相手に分かりやすく伝える	シンキングツール（Jamboardやロイロノート）スライドでプレゼン作成・発表（モ）
6	雨や雪と人々の暮らしの関係について自然の恵みや災害について分担して調べる	情報の収集整理・分析	調査や資料から情報を収集する	Webと書籍の併用
7	気象観測の必要性を理解するとともに、気象情報と生活のつながりについて理解を深める	振り返り・改善	情報活用を振り返り、効果と改善の両方を見出す情報を創造しようとする	スライドに追加（気象と生活のつながり、自分の考え、情報の取り扱いの振り返り）（ブ）

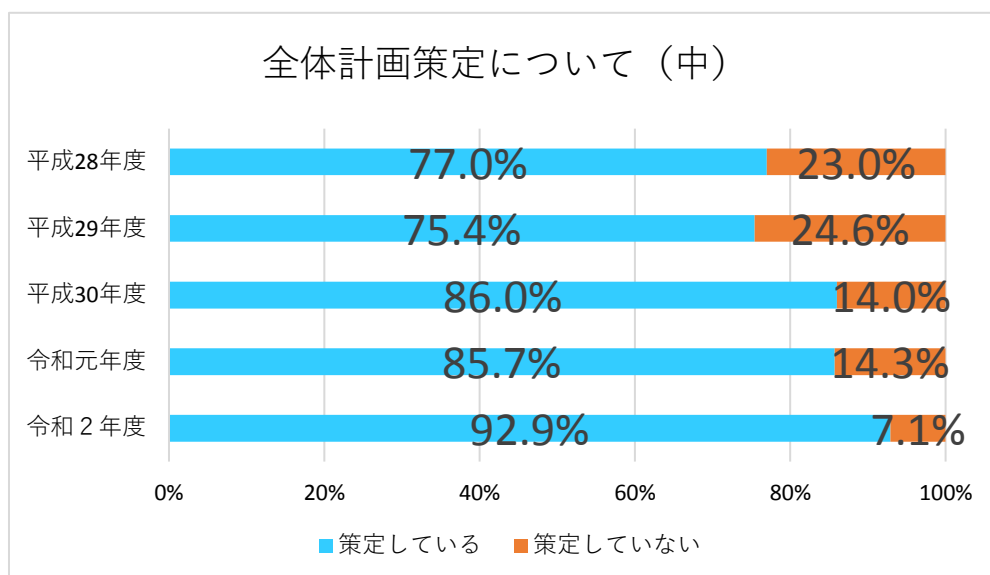
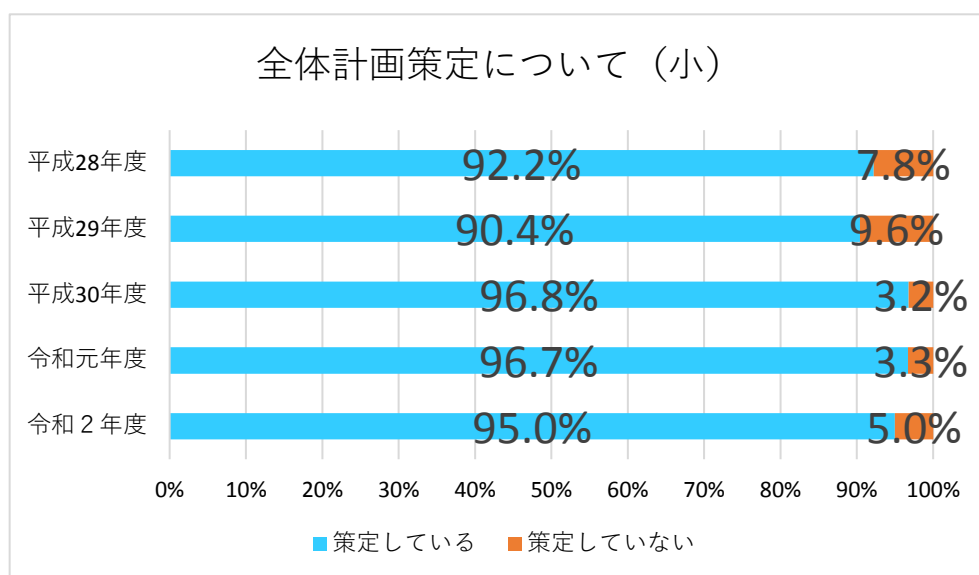
※まず単元の学習内容を計画し、その時間が情報活用能力ベーシックのどこにあたるのか、そして学齢別の具体でどのような活動になるのか、さらにどのようなツール等を活用するのかと細分化していけば、単元を通した情報活用能力育成のプロセスが組み立てられます。

資料編

学校図書館活用に関する調査結果

この調査結果は、鳥取県教育委員会が、全小・中学校（義務教育学校も含む）を対象として実施している学校教育実施状況調査の図書館関係分をまとめたものである。また、高等学校・特別支援学校については、県立図書館が毎年行っている高等学校図書館・特別支援学校図書館の利用等の状況調査を元にまとめたものである。平成26年度の結果については、県立図書館がとっとり学校図書館活用教育推進ビジョンを策定することを目的として、全小・中学校を対象として実施した学校図書館授業利用調査より抜粋したものである。

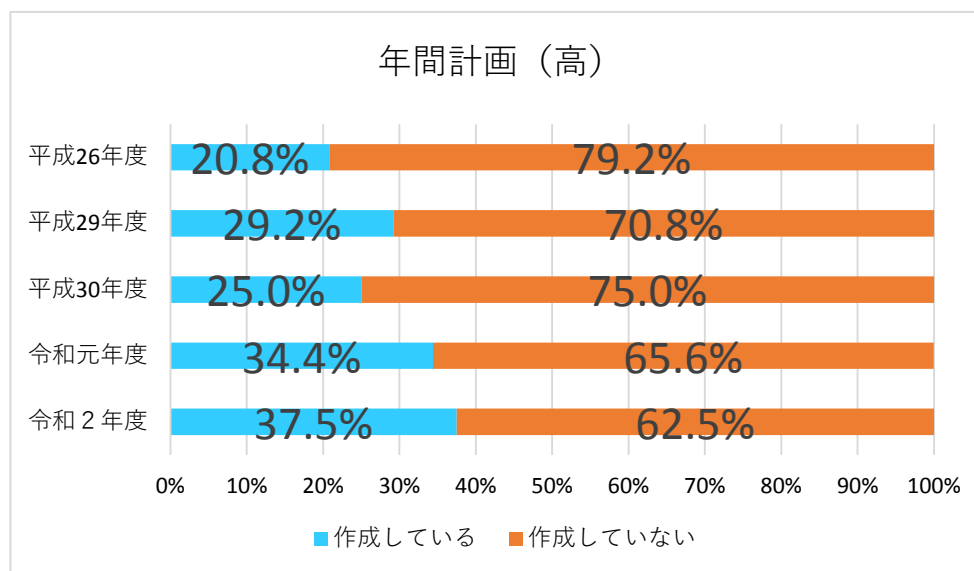
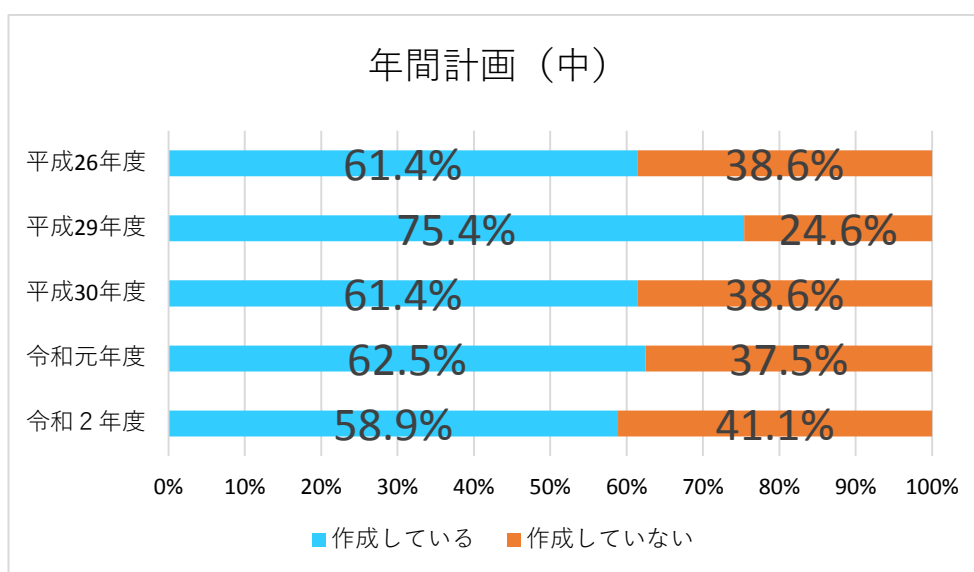
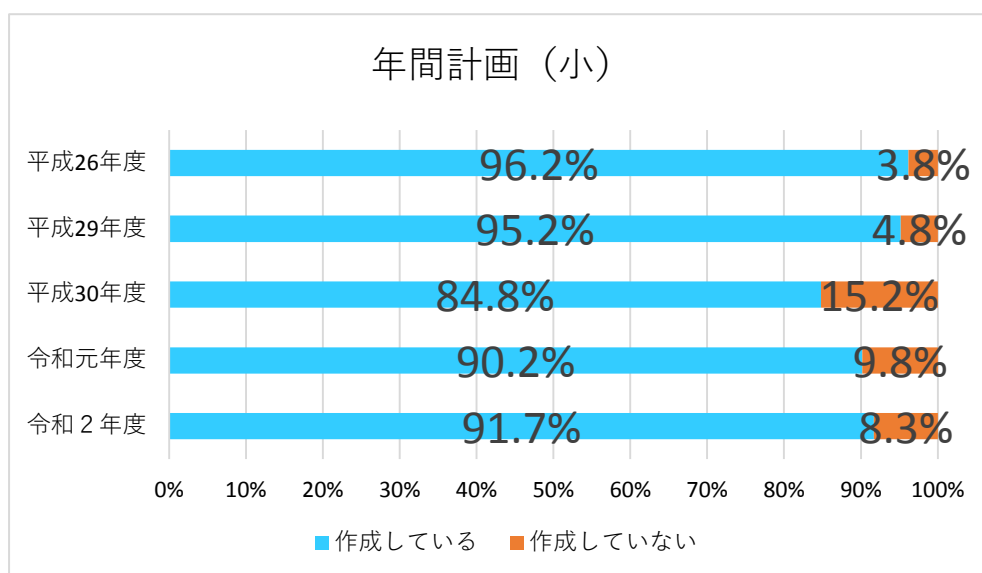
1 学校図書館全体計画の策定について

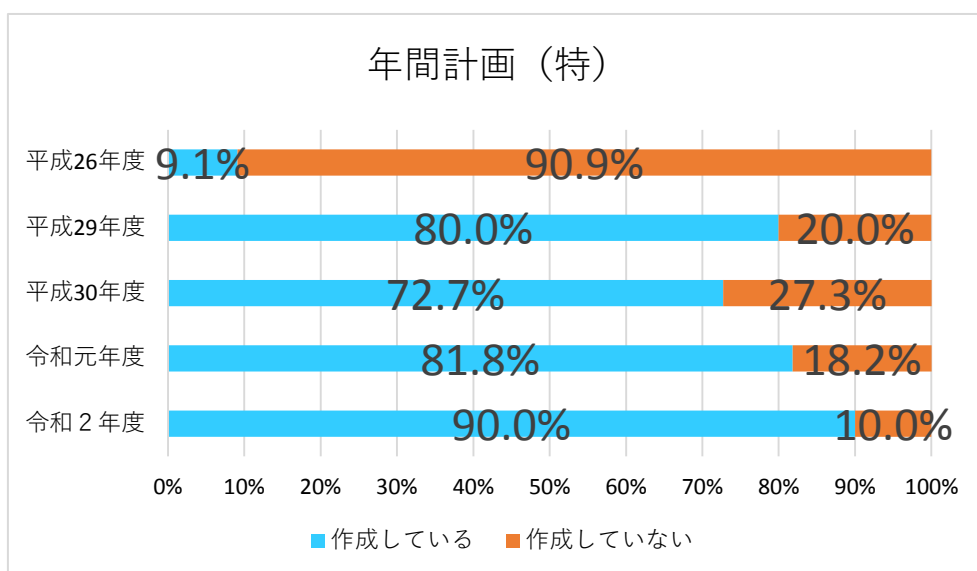


【学校図書館全体計画の策定について】

- ・小学校では、学校図書館全体計画を策定していると回答した学校が、各年度とも 9 割を超え、学校目標を意識した図書館運営に取り組もうしていると考えられる。
- ・中学校では、学校図書館全体計画を策定していると回答した学校が、平成28年度は77%だったが令和 2 年度は92.9%で、学校目標を意識した学校図書館運営に取り組むことの重要性が認知されつつあると考えられる。

2 学校図書館を活用した授業の年間計画作成について

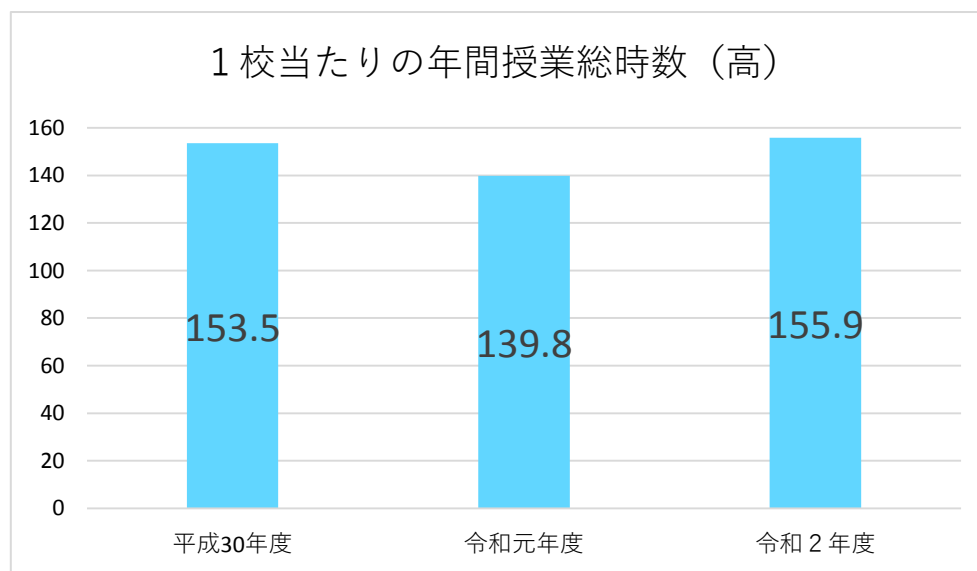
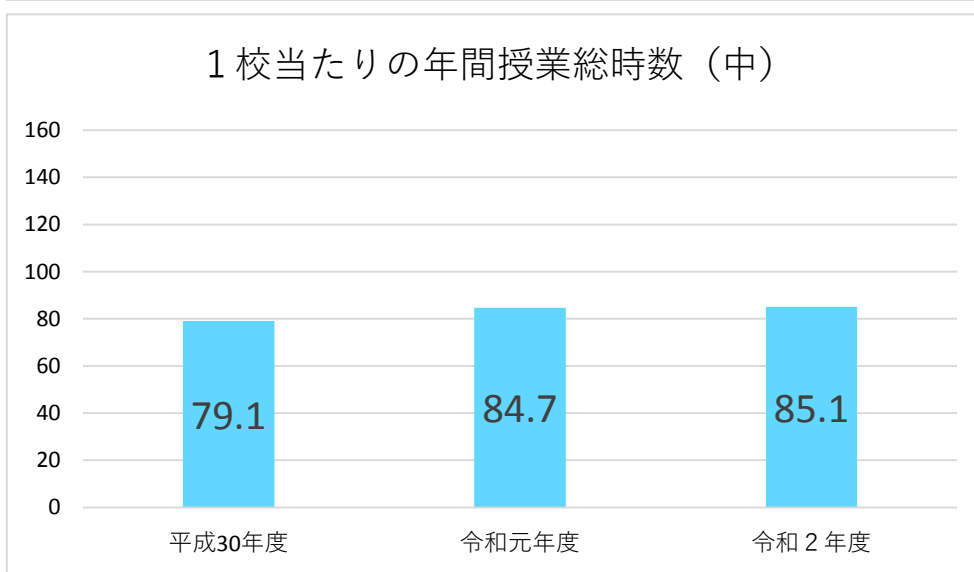
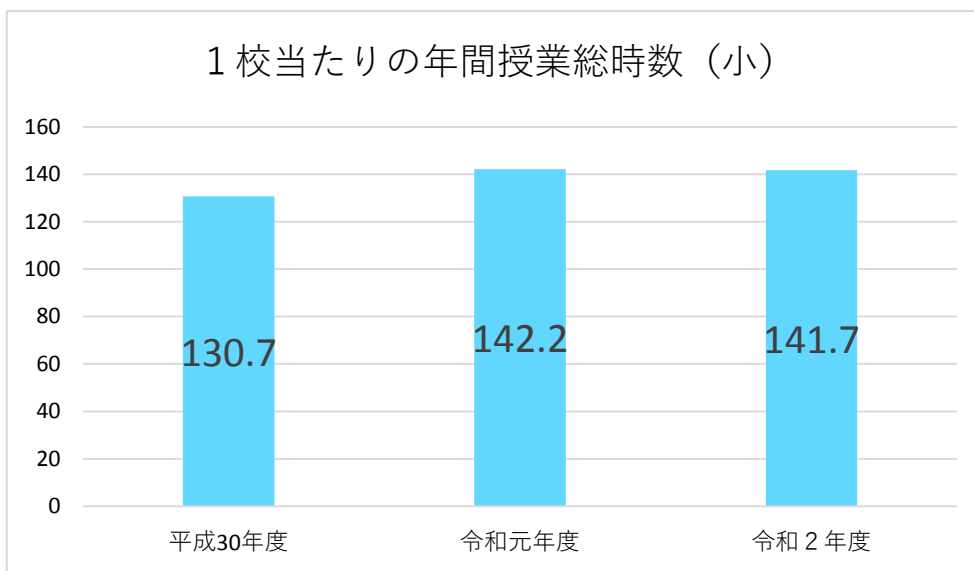




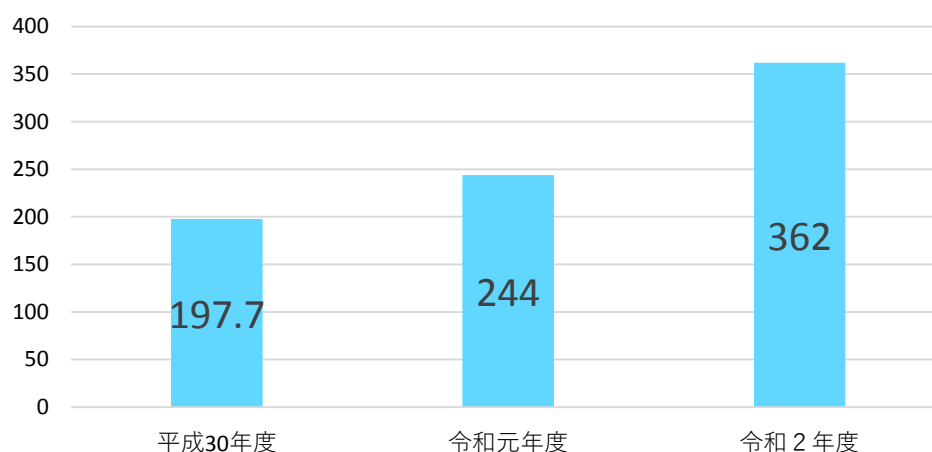
【学校図書館を活用した授業の年間計画作成について】

- ・小学校では、学校図書館を活用した授業の年間計画を作成していると回答した学校が、各年度ともおおむね9割で、計画的な学校図書館活用教育が行われていると考えられる。
- ・中学校では、学校図書館を活用した授業の年間計画を作成していると回答した学校の割合が伸びていない。今後、年間計画作成について働きかける必要がある。
- ・高等学校では、授業の年間計画を作成していると回答した学校が、各年度とも2～4割にとどまっている。多様なカリキュラムに対応する授業の年間計画作成の難しさもあると考えられるが、平成26年度から比べると計画的な学校図書館活用が進みつつあると考えられる。
- ・特別支援学校では、平成26年度は、授業の年間計画を作成している学校はほぼなかったが、鳥取県特別支援学校図書館教育研究会等で情報交換が進んだことで、令和2年度には9割の学校が作成している。計画的な学校図書館活用が進みつつあると考えられる。

3 学校図書館資料を活用した授業の実施について



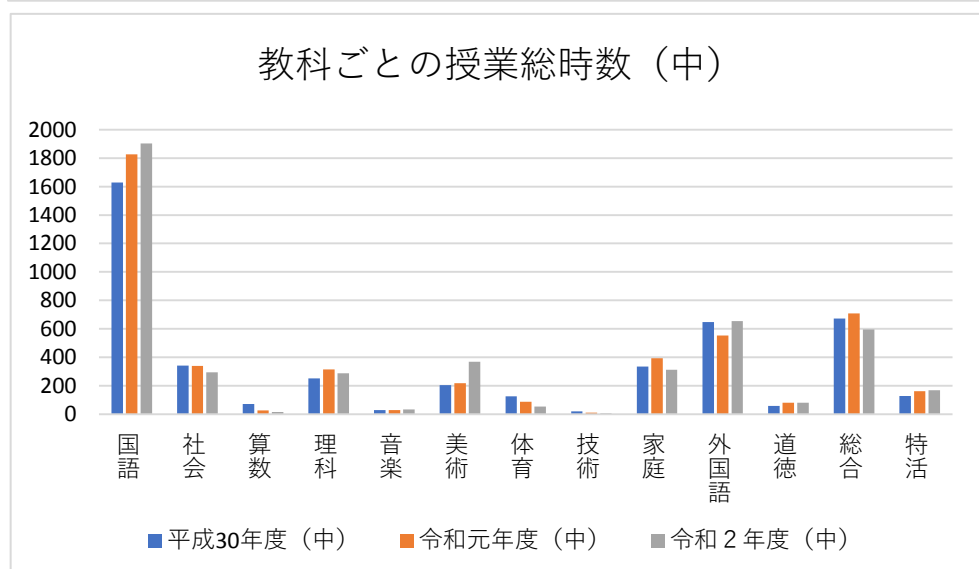
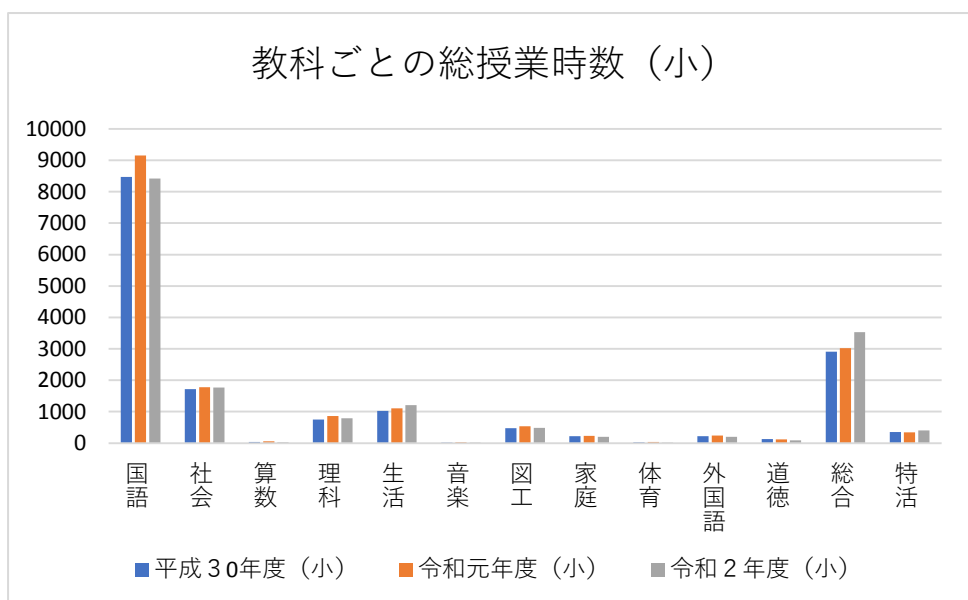
1 校当たりの年間授業総時数（特）



【学校図書館を活用した授業の実施について】

- ・小・中学校では、学校図書館を活用した年間授業総時数が少しずつではあるが増加している。学校図書館活用が進みつつあると考えられる。
- ・高等学校では、1 校当たりの年間総授業時数が多く、令和4年度から学習指導要領が完全実施となることから、さらに、探究的な学習での活用が期待される。
- ・特別支援学校では、学校図書館を活用した年間授業総時数の増加が顕著である。年間計画作成校が増加しているため、計画的に学校図書館を活用した授業が行われていると考えられる。

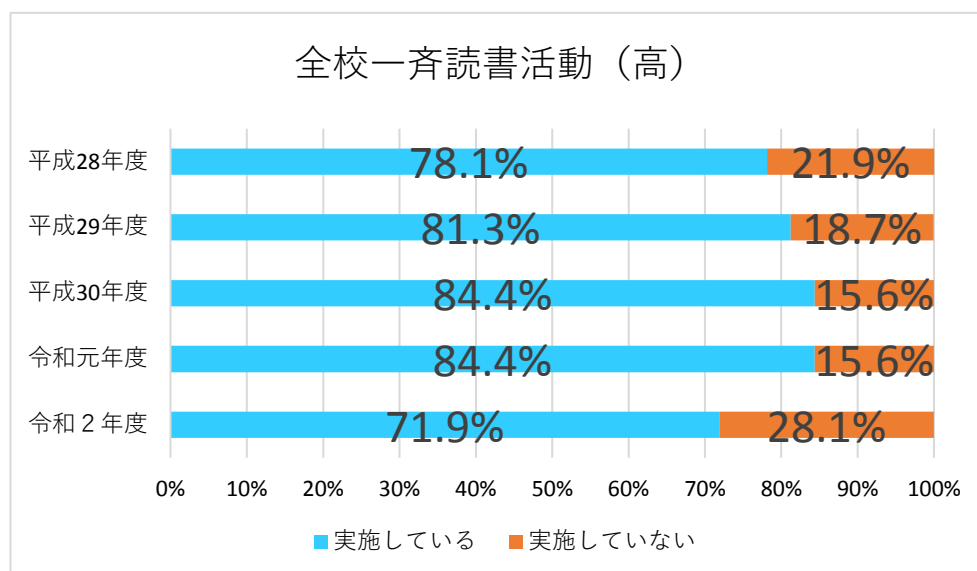
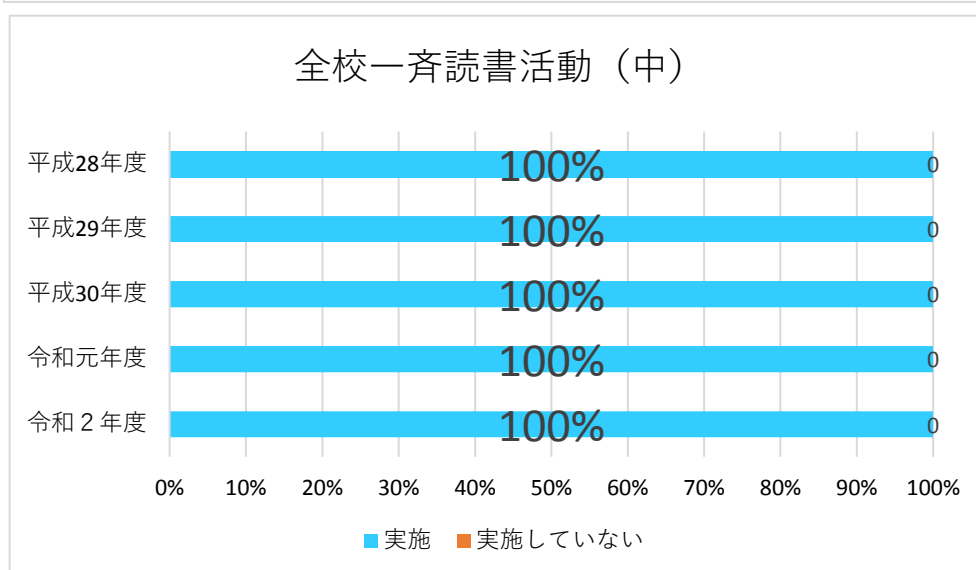
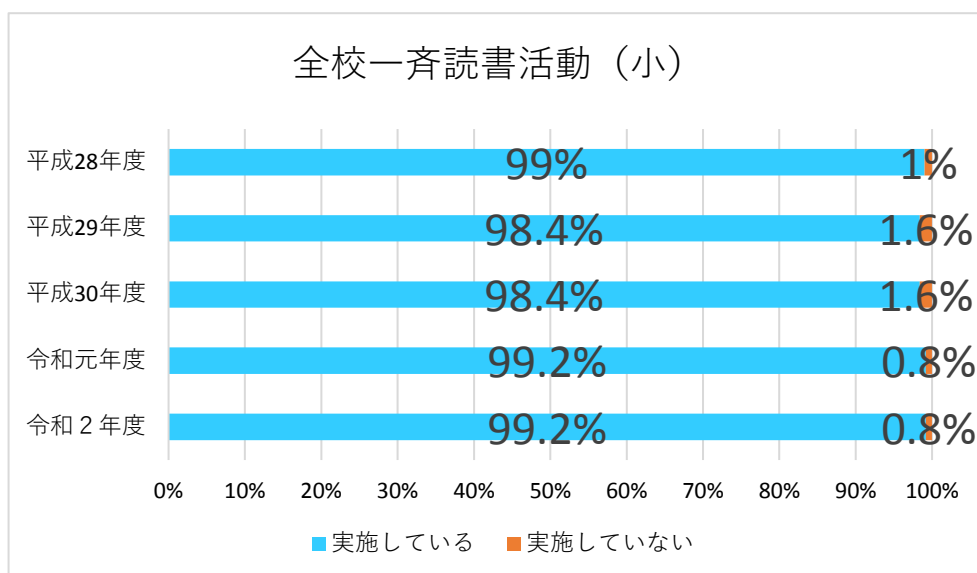
4 学校図書館資料を活用した授業の実施について



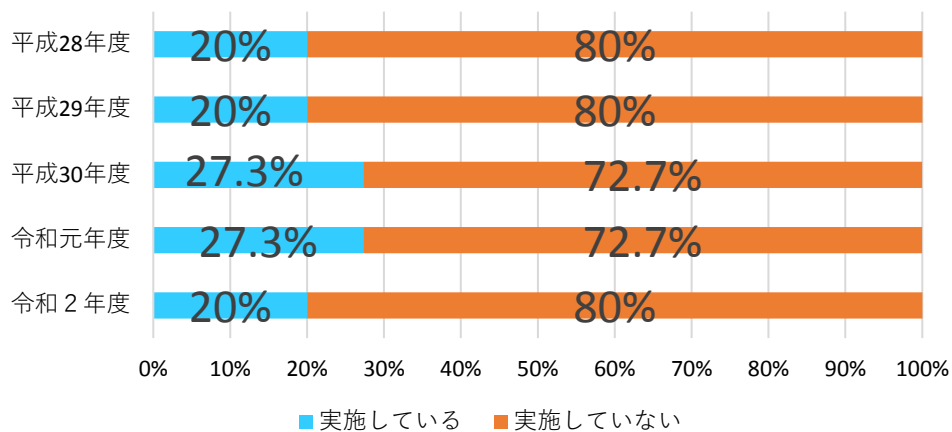
【学校図書館の資料を活用した授業の内訳について】

- ・ 小学校では、学校図書館を活用した授業に占める割合が高いのは国語科、次いで総合、社会科である。
- ・ 中学校では、学校図書館を活用した授業に占める割合が高いのは、国語科、次いで総合、外国語である。
- ・ 年度によって全体の各教科が占める割合に大きな変化がないのは、教科の特性もあると考えられる。例えば、国語科では教科書に図書館の活用が位置付けられていたり、総合では探究的な学習活動を行う際に図書館を活用したりすることが多い。

5 全校一斉の読書活動の実施について



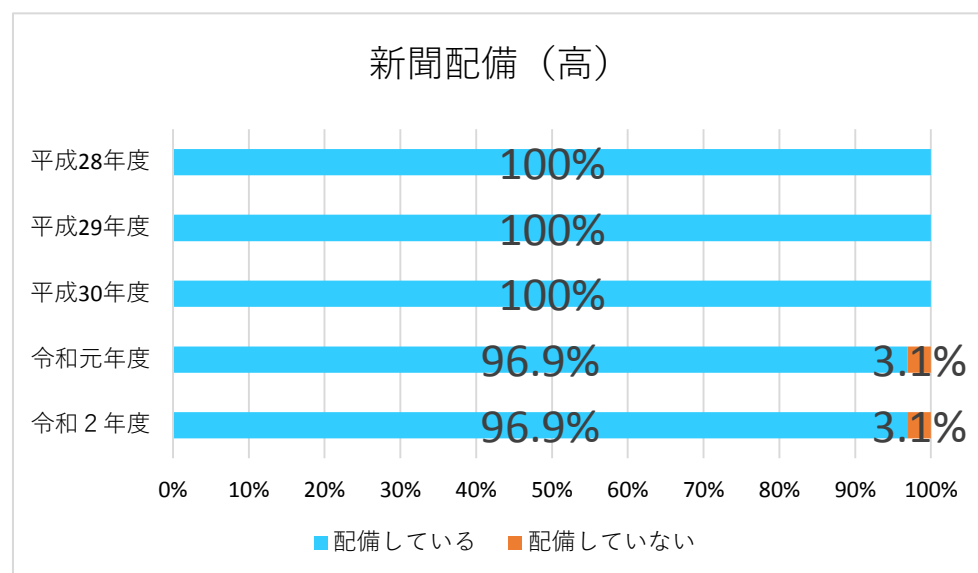
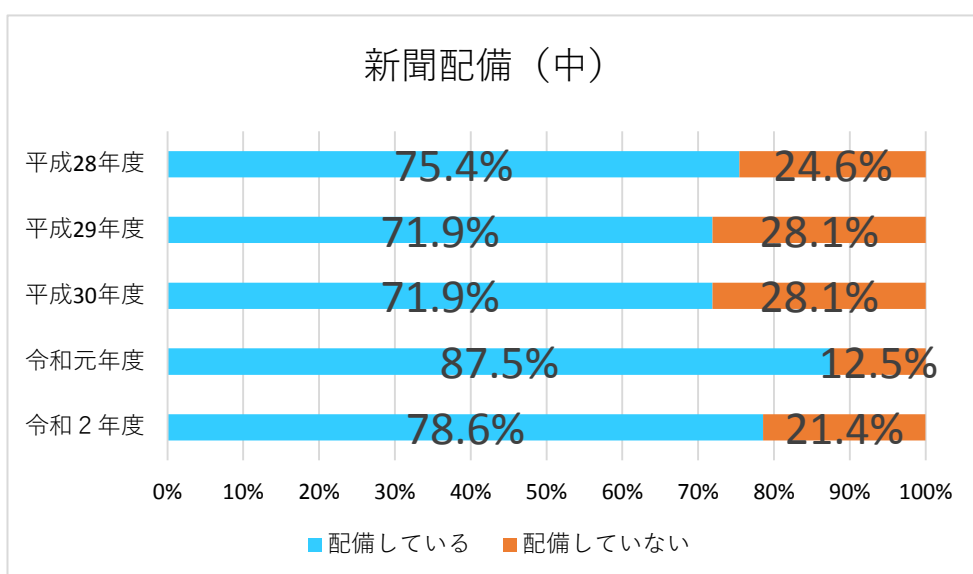
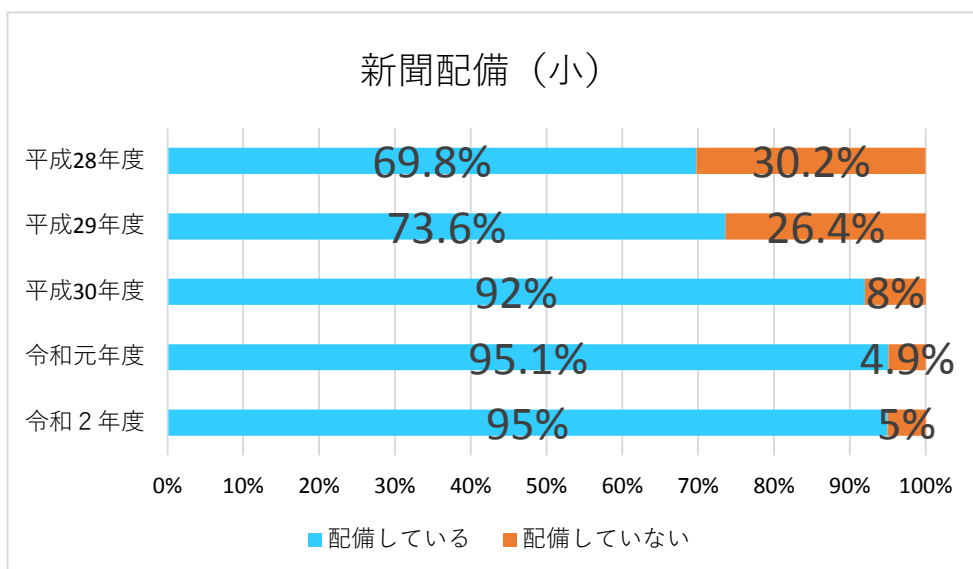
全校一斉読書活動（特）



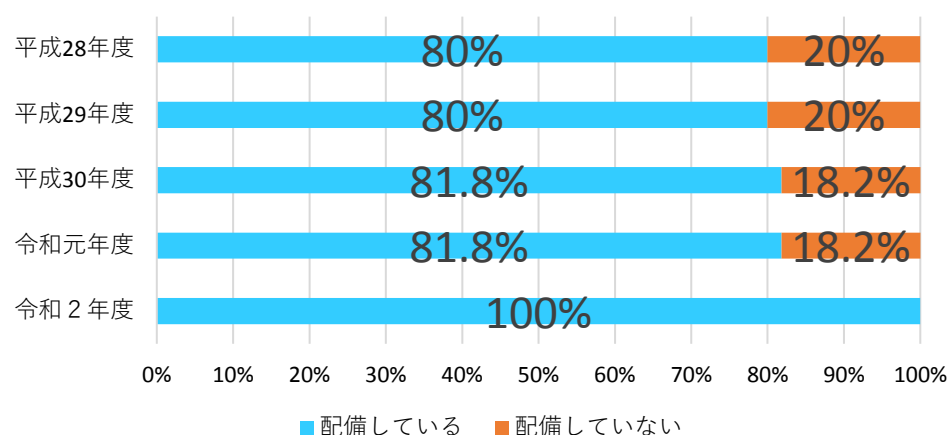
【全校一斉の読書活動の実施について】

- ・ 全校一斉の読書活動を実施している小学校は、各年度とも9割を超えている。中学校では、鳥取県全ての学校が全校一斉の読書活動を実施している。
- ・ 高等学校では、全校一斉の読書活動の実施率は7～8割程度であるが、小論文対策等、進路に向けての読書の取組や、英語多読等の授業における読書活動が行われている。
- ・ 特別支援学校で、実施率が2～3割にとどまっているのは、個に応じた読書を行っていることが考えられる。

6 学校図書館への新聞配備について



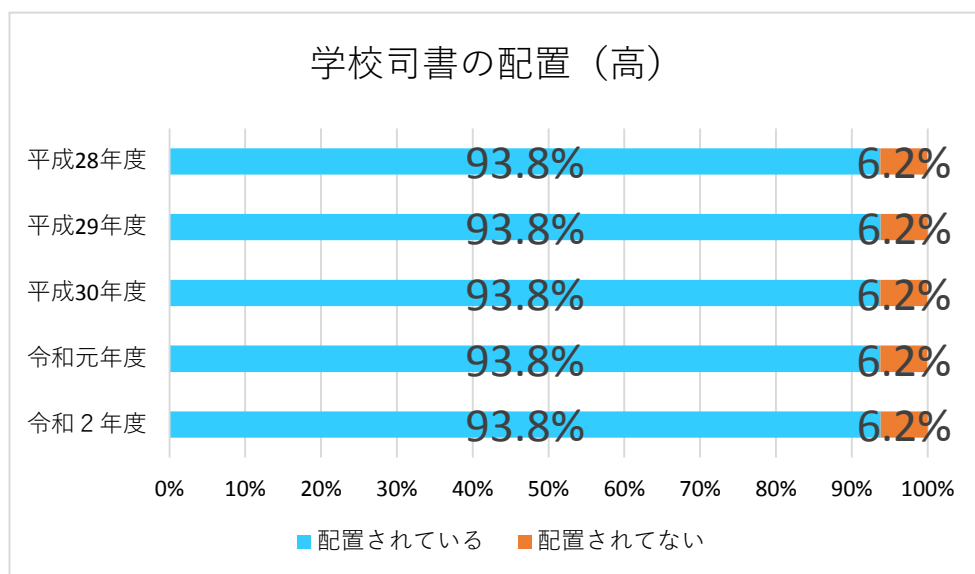
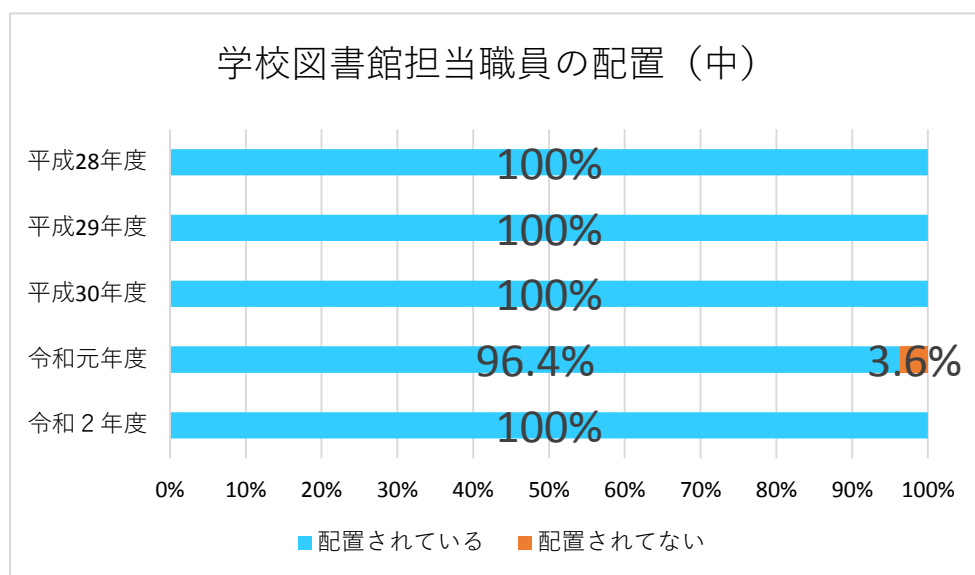
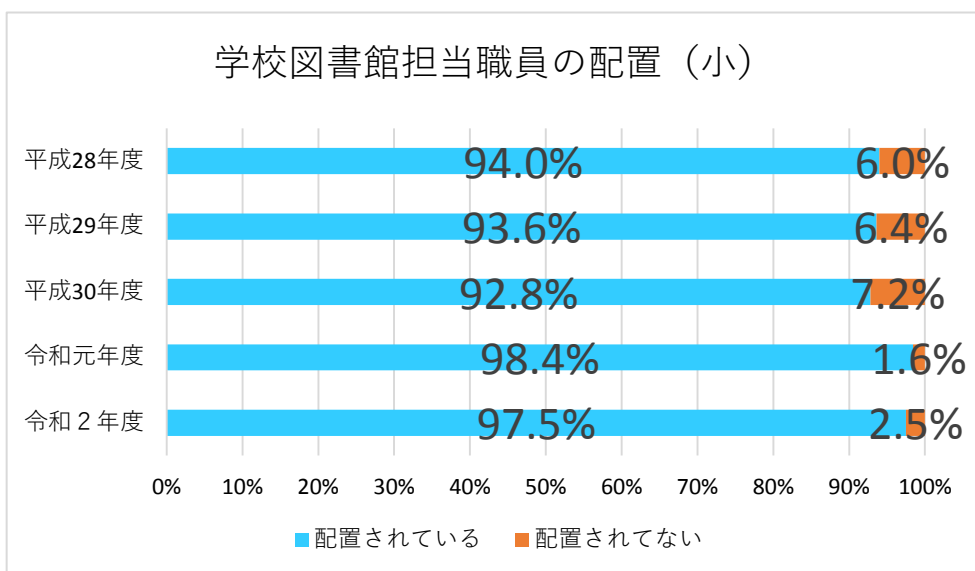
新聞配備（特）



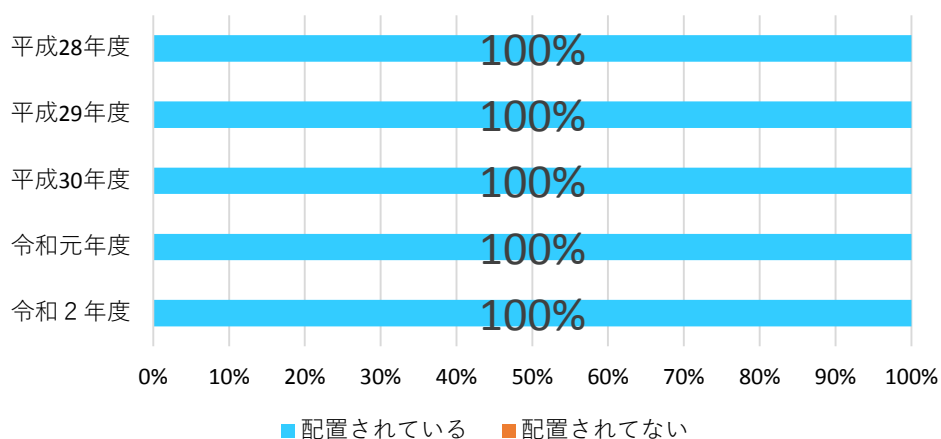
【学校図書館への新聞配備について】

- ・ 小学校では、平成28年度と比較すると新聞配備が進められており、平成30年度～令和2年度は9割の学校に新聞が配備されている。
- ・ 中学校では、各年度とも7～8割の学校に新聞が配備されている。
- ・ 高等学校では、ほぼ全ての学校に新聞が配備されている。複数の新聞を配備している学校もあれば、新聞記事データベースを取り入れる学校もある等、状況は様々である。
- ・ 特別支援学校では、平成28年度からおおむねね8割の学校が新聞を配備しており、令和2年度には全ての学校に新聞が配備されるようになった。

7 学校図書館担当職員等の設置について



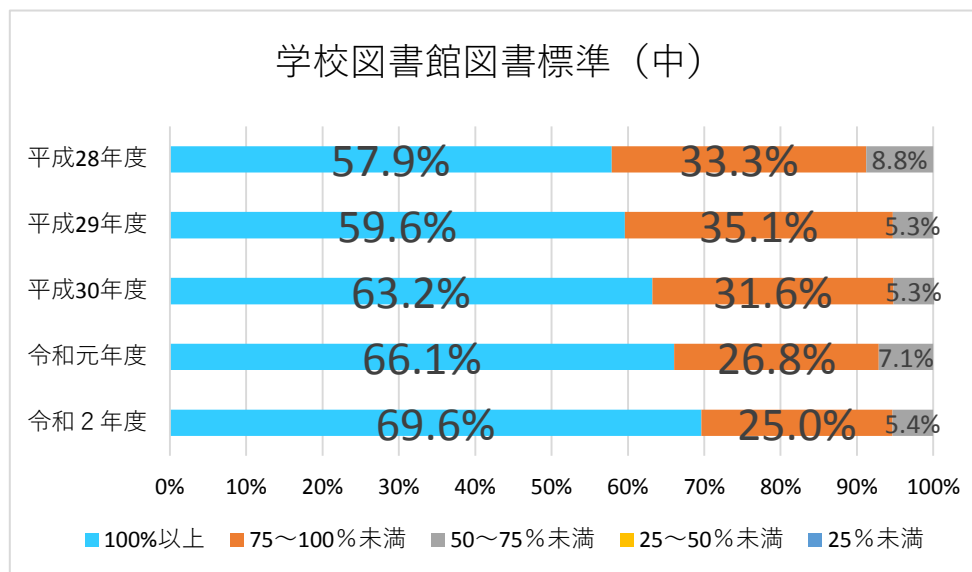
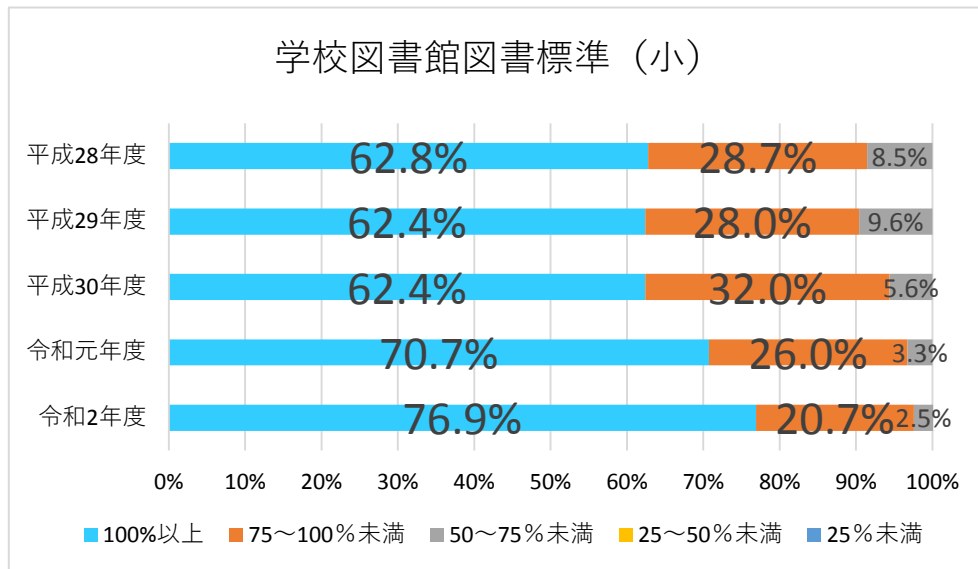
学校司書の配置（特）



【学校図書館担当職員等の配置について】

- ・小学校では、学校図書館担当職員の配置が進みつつある。
- ・中学校では、令和元年度を除き、全ての学校に学校図書館担当職員が配置されている。
- ・高等学校での学校司書の配置は、変化していない。
- ・特別支援学校では、全ての学校に配置されている。
- ・どの校種にも学校図書館に図書館担当職員等が9割以上配置されており、学校図書館に読書や学習を支援する人が必要であるという意識が高まっていると考えられる。

8 学校図書館図書標準の達成状況について



【学校図書館図書標準の達成状況について】

- ・小・中学校ともに、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が増加傾向にあり、学校図書館の蔵書数が整いつつある。
- ・学校図書館担当職員数の増加とも関連しており、図書館に人がいることで図書館活用の環境を改善しようとする意識が高くなっていると考えられる。

学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正：平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 （昭和41年6月30日法律第98号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日法律第9号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成15年7月16日法律第117号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成18年6月21日法律第80号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成26年6月27日法律第93号）

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成27年6月24日法律第46号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

小学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第63号) (抜粋)

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語第2各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。

〔第3学年及び第4学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。

〔第5学年及び第6学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

第1節 国語第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。

第2節 社会第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。

第5章 総合的な学習の時間第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第6章 特別活動第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕 2 内容

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

中学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第64号) (抜粋)

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語第2各学年の目標及び内容

〔第1学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。

第1節 国語第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 社会第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かれようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第6節 美術第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

第4章 総合的な学習の時間第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動第2各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。

※参考（「小学校新学習指導要領解説総則編」より抜粋）

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料

の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、発達障害を含む障害のある児童の年齢や能力等に配慮することも含め、児童の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。なお、本項においては「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず児童の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが期待される。

高等学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成30年文部科学省告示第68号)(抜粋)

第1章 総則

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第1節 国語

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、読書の習慣を養うとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること。

(4) 学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 地理歴史

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。

(2) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物、その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第3節 公民

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。

(2) 諸資料から、社会的事象等に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、現代の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、考察、構想の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

(3) 社会的事象等については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。

(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。

第7節 芸術

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

第3章 主として専門学科において開設される各教科

第11節 音楽

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。

また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。

第12節 美術

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

第4章 総合的な探究の時間

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

特別支援学校（小学部・中学部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い
(平成30年文部科学省告示第73号) (抜粋)

第1章 総則

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第3節の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

特別支援学校（高等部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い
(平成31年文部科学省告示第14号) (抜粋)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。